

平成23年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年6月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番	太田 健一	2 番	野並 享子
3 番	小菅 六雄	4 番	高橋 繁夫
5 番	内田 聡史	6 番	奥村 治男
7 番	矢野 隆行	8 番	梶山 幾世
9 番	井狩 辰也	10 番	市木 一郎
11 番	坂口 哲哉	12 番	田中 良隆
13 番	中島 一雄	14 番	丸山 敬二
15 番	西本 俊吉	16 番	三和 郁子
17 番	鈴木 市朗	18 番	田中 孝嗣
19 番	立入三千男	20 番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総 務 部 長	竹内 睦夫
		(選挙管理委員会書記長)	
市 民 部 長	中島 宗七	健康福祉部政策監	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教 育 部 長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総 務 部 次 長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総 務 課 長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	岡野 勉	事 務 局 次 長	佐敷 政紀
書 記	三上 忠宏	書 記	若井 美園

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第41号から議第51号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市  
一般会計補正予算(第8号)) 他10件)  
質疑
- 第4 議第41号から議第46号まで及び議第50号  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市  
一般会計補正予算(第8号)) 他6件)  
討論、採決
- 第5 議第47号から議第49号まで及び議第51号  
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第1号) 他3件)  
常任委員会付託
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(開会)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第12番、田中良隆君、第13番、中島一雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、議第41号から議第51号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市一般会計補正予算(第8号))他10件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、議第46号専決処分の承認について質問を行います。本議案は国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。何点かお尋ねいたします。

まず1点目に、具体的には、国保税医療分の課税額、また後期高齢者支援金の課税額、及び介護納付金課税額についてであります。その限度額引き上げは合計4万円でありませぬ。質問の前に、初めに、課税の影響額、対象等についてお尋ねをいたします。

2点目に、それを踏まえまして、ご承知のように、現在、市民の暮らしは大変なときであります。それでなくとも国民健康保険税は高く、本市の場合、県下19市町の中でかなり高い国保税となっております。その上、今回の限度額の引き上げは支払い限度を超える負担となるわけではあります。これについての見解をお尋ねいたします。

次に、今回、引き上げは、地方税法の施行令の改正といえども、国保税の限度額の引き上げは地方自治体の裁量権に属すると思っております。裁量権となれば、今回引き上げするに当たって、どのような判断をされたのかをお聞きいたします。

次に、市民にこれほど負担増となる条例改正が専決処分として対応されるのが妥当なのかどうか。本来なら議案として提案されるべきものと考えますが、これについても初めに見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長(立入三千男君) 総務部長。

○総務部長(竹内睦夫君) 皆さん、おはようございます。それでは、小菅議員の専決処分を求めることについて、議第46号の野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険税の課税限度額改正による影響額等につきましては、今年度、平成23年度課税計算は現在行っておりませんので、平成22年度に置きかえてみますと、

合計で207世帯、590万円と試算しております。また、影響のある所得層につきましては、例えば4人世帯でそのうち給与所得者が1人おられるというふうな場合がございますが、モデルケースとして試算いたしますと、給与収入額800万円を超えると今回の改正による影響があると考えております。

2点目につきましては、国保税額が高くなっているのご質問でございますが、国保税額を引き上げている最も大きな理由は近年の医療費の高騰でありまして、医療保険制度全般にわたる見直しや医療費の適正化が図られない限り、現在の負担水準にならざるを得ない状況となっております。今回の限度額の引き上げは、厳しい経済情勢の中において相当の所得を得られている所得者層を対象に増額負担をお願いしたものでございます。

なお、平成22年度国保税の現年分の徴収税率はまだ確定値ではございませんが、前年比0.9%増となっている模様でございます。徴収率が94.9%と大幅な上昇を示している状況でございます。

3点目に、国保税限度額につきましては、地方税法に「納税義務者間の負担の公平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」と規定しております。今回の改正につきましては、政令で定める限度額の金額を定めたものでございます。

4点目に、この条例改正を専決処分したことにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、翌々日、4月1日から施行されたもので、また今回の改正は政令で定める限度額としたものであり、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから地方自治法に基づき専決処分を行ったものですので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） まず1点目でございますが、今、収入は約800万円と言われましたかね。いわゆる限度額引き上げですので、一見収入800万円が多いように見えますが、それで課税所得額で言うと、どの程度になるのかということですね。今言いましたように、一見800万円だと多いように感じますが、高そうだと思いますが、例えばこういう試算もあるわけですが、全県的な調査で、4人家族で夫婦、子供2人で所得300万円のモデルがあるわけですが、これによりますと、野洲市で年間国保税が42万7,100円、同じく高島市で同じモデルで試算しますと32万8,900円、約10万円ほど違うわけですね、同じ県下の高島市と、ほぼ同じ人口の市の中で。こういう野洲の国保税の位置な

んですね。だから、言わんとすることは、先ほど言いましたように、約800万円、収入が一見多く見えても課税所得で見ますとどの程度の層になるのかどうか、これをちょっとお聞きしておきたいと思います。

言わんとすることは、先ほど言いましたように、所得約300万円の4人家族でも、野洲市の場合、年間42万7,100円の平均になっているということを見ますと、やはり国保税は高い。そういう中で、今回の限度額といえども引き上げがいいのかどうか、これは検証されるべきだと思いますので、もう一度、どの程度の所得層が限度額に合うのかをお聞きしたいと思います。

次に、今答弁で、これは3月30日に公布されまして4月1日実施ということで、専決で間に合わないということではありますが、初めに言いましたように、これは限度額を決めているだけであって、そのとおりにしなければならないことは全くないんですね。まさに地方自治体の裁量でありまして、そういう意味で本市の場合でしたら国民健康保険の財政、会計を判断して検討すべきだと思いますし、とりわけ市民の暮らしを考えて検討すべきだと思うんですね。それがなされないというのはやはりおかしいと思うんですね。それで、もちろん私自身も国保会計が不安定会計であるということは否定はいたしません。平成22年度の国民健康保険会計の決算見込みをお聞きしましたら、歳入が43億1,167万円で、歳出が42億5,202万円、差し引き実質収支が5,964万円、約6,000万円、平成22年度の場合は見込まれるわけですね。であれば、専決処分までしまして引き上げの必要があるのかどうか、これはやはり検討しなければならない。先ほど言いましたように、地方税法の施行令が改正されたといえども、そのとおりになくてもいいわけですので、基本は本市の国保会計なり、今後の見込みなり、会計実態なりを見て検討すべきであると思いますので、その点がされていないように思いますので、その点、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 小菅議員の再質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。

給与所得ですと、給与収入800万円ですと、所得については600万円になるというふうなことでございます。そして、検討しなかったのかというふうなことですけれども、従来より小菅議員も認識をしていただいていると思いますけれども、第1に、医療費の推移が22年度においても前年比3.8%と増加しているというふうなことでございますので、

こうした医療費の高騰、また先ほども申しあげました保険制度全般にわたる見直しがされていない、また医療費の適正が図られない限り、こうした負担水準にならざるを得ないというふうなことを考えておりますので、今回の限度額というふうなことにしたものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 先ほど、収入は約800万円なり、今、課税所得は約600万円と言われましたが、これは介護保険分も含んでのやつですか。もうちょっとお聞きしておきたいのと、いずれにしましても、実際600万円というよりも、もっと低い層でも本当に国保税の負担はとにかく多い、高い。先ほども言いましたように、所得約300万円の4人家族で野洲市で約42万円、国保税、年額になっているわけですね。そういう点も考えると、課税所得の約1割から1割5分が国保税となるという、まさにそういう実態なんですね。とりわけ野洲市は県下で4番目か5番目に高い国保税ということを考えまして、だから、最後、今後どうするかということではありますが、先ほど言いましたように必ずしも専決をしなくてもいい、議案として本来、一気に4万円も限度額を上げるのであれば、専決ではなくて議案として私は提案すべきやと思うんですね。その点について、どう考えておられるのか、今後の方向をお聞きしたいと思います。

先ほど言いましたように、今回の6月定例市議会で専決ではなくて議案として上げている自治体もあるわけですね。あるんですよ、事実。それと先ほど言いましたように、繰り返しになりますが、地方税法の施行令が変わったといえども限度額を上げていない自治体もあるわけでありまして、だから結論的には今後どうされるか、これほど市民に大きな負担をかけるのであれば、国保会計の推移をきちっと見て市民の立場でする、また議案として、やはり議会の議論にかける、こういう方向をひとつ約束してほしいというか、質問しておきたいわけではありますが、どうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 再々質問にお答えをしたいと思います。

介護保険分については、含んだ金額でというふうなことで申しあげております。

また、専決処分をしないで議案として提出すればというようなことですが、先ほども申しあげましたように、政令で3月30日、4月1日の適用というふうなことでございますので、時間的な余裕がなかった。そしてまた、こうした限度額までいかない、また幾らに

するかというふうなことに关しまして、それに対する膨大なデータが必要だというふう  
に考えます。調査もしなければならぬ。そうしたことで非常に時間を要するという  
ことから、今回政令で定められた額とすべきと考えたものでございますので、今  
後もそうした形での議案提出というふうな形にさせていただきたいというふう  
に思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ないようですので、これにて関連質疑は終結いたします。

（日程第4）

○議長（立入三千男君） 日程第4、議第41号から議第46号まで及び議第50号専決  
処分につき承認を求めることについて（平成22年度野洲市一般会計補正予算（第8号）  
他6件）を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号から議第46号まで及び議第50号の各議案  
は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第41号から議第46号  
まで及び議第50号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第41号から議第46号まで及び議第50号の各議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

暫時休憩をいたします。

（午前 9時18分 休憩）

（午前 9時35分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第46号専決処分につき承認を求めることについて

の反対討論を行います。

今回の改正は、国の地方税法施行令の改正により、本市の国民健康保険税の限度額を引き上げるというものであります。しかし、その内容は質疑でも言いましたように、本来、国保税の限度額の引き上げについては地方自治体の裁量権の範囲にあるにもかかわらず、施行令が改正されたと言って、本市国保会計の実状や、また市民の置かれた実態を何ら検討することなく機械的に引き上げていることは、自治体としての役割や責任を放棄するもので認められないものであります。これも先ほど言いましたように、全国的には、国が示す限度額について、これを実施しない自治体も見られます。また、この限度額引き上げにおいて、例えば今回の場合、国保3税で4万円もの大幅な引き上げになるにもかかわらず、施行令が改正されたと言って、専決処分、即ち市長一人だけの判断で議会にも諮らないで引き上げることは許されないのではないのでしょうか。質疑で専決処分を行わないと理由として、時間的余裕がなく専決処分をしたと答弁していますが、この件でも、全国的には専決処分でなく、今回の6月定例市議会でも正規の議案として議会に提案し、審議されている自治体もありますし、何も専決しないで裁量権に基づき市が独自で本来検討すべきものであります。再三言っておりますように、この問題でも市政のあり方が問われています。

2点目には、そもそも国民健康保険税は極めて高く、支払い限度を超えております。本市の国保税は県下19市町の中で、年度によっては違いますが、毎年のように4番目、5番目に高いものとなっております。高島市と比較しても約10万円高いものとなっております。この点では、そもそも論としては、国がみずからの責任を投げ捨て国の負担を減らしてきたことによるものであります。本来なら国が負担をもとに戻して支払いやすい国保税にすべきであります。にもかかわらず、逆に保険税の限度額を引き上げることは、自治体とともに国の方向としても許されるものではありません。この限度額の引き上げも関連いたしますが、そもそも国民健康保険税は課税所得の約1割から1割5分の高い保険税となっております。この点からもこれ以上の引き上げは認められないものであります。

いずれにしても、今回国保会計は、その年度の医療費の動向など不安定部分があることは認めますが、これも先ほど言いましたように、22年度の決算見込みを見ますと歳入歳出の収支額は約6000万円となっております。この面から見ますと、今回の限度額の引き上げは、総額は吸収されるものと考えます。その面から見ても、専決処分までして限度額を引き上げることに道理がございません。よって、今後これほど市民に負担をかける条例改正については、正規の議案として議会に提案されることを求めながら、この専決



処分には反対をいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 次に、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。それでは、ただいま議題となっております議第46号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、市長より地方自治法の規定により専決処分した旨の報告を受け承認を求められているもので、私はこの専決処分を承認すべき者であるとの立場から討論を行います。

本改正条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布、翌々日4月1日から施行され、この中で国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例についても地方税法施行令に定める課税限度額として改正されるものであります。国民健康保険税は、課税額を算出する際に、一定の上限額である課税限度額を設けられているものですが、課税限度額を据え置くことは、上昇し続ける医療費等の給付を賄っていくためには、厳しい経済情勢の中においても相当の所得を得られている課税限度額を超える世帯の負担をふやさないという効果があるものの、反面、全体として市民への負担を増すことにつながります。今回の条例改正は、上位法の改正に伴うものであり、非常に厳しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険制度の安定的な維持のためには必要な改正であると考えます。

以上のことから、今回提案をされている国民健康保険税条例の改正については賛成するものであります。議員各位のご賛同よろしくお願いを申し上げます。

○議長（立入三千男君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、直ちに裁決いたします。

まず、議第41号から議第45号までの議案5件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案5件について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第41号から議第45号までの議案5件は原案のとおり承認されました。

次に、議第46号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第46号は原案のとおり承認されました。

次に、議第50号工事請負契約の変更について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

(日程第5)

○議長(立入三千男君) 日程第5、議第47号から議第49号まで及び議第51号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他3件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第47号から議第49号まで及び議第51号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(立入三千男君) 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第7番、矢野隆行君。

○7番(矢野隆行君) 皆さん、おはようございます。6月の定例会におきまして私は3点におきまして質問させていただきますので、明快な答えをお願い申し上げます。

まず1点目でございますけれども、被災者支援システムの導入についてお伺いさせていただきます。東日本大震災の発生から2カ月超、全国各地の避難所などで不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体によるいち早い被災者情報の把握とさまざまな行政サービスの提供が求められるところでございます。そこで、膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な行政サービスの提供に一役を買うのが被災者支援システムであります。同システムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が、被災者のために必要な支援策を集約し、開発したものでありまして、被災者の被害状況や避難先などの基本情報を一元管理することで罹災証明書の発行などがスムーズに行われるほか、緊急物資管理や倒壊家屋管理など、さまざまな行政事務に力を発揮しておるところでござい

ます。現在、財団法人地方自治情報センター（L A S D E C）が同システムを管理し、導入希望の地方自治体に無償で提供しております。被災自治体においては一刻も早い導入が望まれるところであります。

公明党は、震災発生後から被災者情報を集約する仕組みの早期構築とともに、被災者支援システムの導入を強く政府に対して訴えてきました。これを受けまして、総務省は4月12日付で、各都道府県あてに全国各地に避難している被災者情報を把握し、被災自治体へ提供する全国被災者情報システム構築への協力を要請しております。しかし、被災者情報把握・提供が目的の同システムだけでは、被災自治体の円滑な行政サービスの提供に結びつくかどうか定かではないなど、不十分な点が多かったことが指摘されております。

そこで公明党は、被災者の情報把握・提供後はあくまでも被災自治体任せとしております同省の姿勢を厳しく追及いたしまして、この被災者支援システムの導入をセットで周知徹底するよう要請しております。現在、同省は避難者情報システムとともに、被災者支援システムの活用を地方自治体に促している状況であります。

今回の震災では、各自治体による災害時の被災者支援のあり方が問われているところでもあります。これは平時から被災者支援システムを整えるなど、災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりが急務であります。そこで、行政も厳しい財政事情の中ではありますけれども、なかなか情報システム経費まで手が回らない、いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられない、本市のコンピューターに精通した職員がいないといった理由で、こういったものが取り入れられない状況がございます。

そんな中で、同システムにおきましては、西宮市職員が災害の最中、まさに被災した住民のために必要に応じて開発したもので、高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、職員が立ち上げ運用すればコストもかかりませんし、仮に民間企業に委託した場合でも20万から約50万程度で、コスト割安でございます。例えば、埼玉県桶川市では約21万円、福井県敦賀市では約46万円で立ち上げております。このように新たな設備としては特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できるシステムでございます。

今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まりまして、同システムの導入の申請をする自治体がふえまして、5月26日現在では300自治体に達したと伺っております。震災後に同システムを導入しました宮城県山元町では、システム導入によりまして3つのデータベースが統合され、ここに住み家の被災状況を追

加すると罹災証明書がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に約9割に上っております。同町保健福祉課によりますと、一度情報を登録してしまえば一元管理によりまして義援金の支給などについても再度申請の手続は要らない、行政にとっても住民にとっても助かるという声がございます。罹災証明書だけではなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等にも同システムが効果を発揮しているところであります。

今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっております。そのために、阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた同システムを平時に導入し運用していくことが極めて有益だと考えます。

そこで、次の点をお伺いいたします。1番目、この被災者支援システムを掌握されているのか見解を伺います。2点目、私が、これは平成21年度の9月定例会で質問しております。このときの回答といたしまして、人口5万人ぐらいでは必要ないとの回答でございました。この点についても見解を伺います。3点目、この被災者支援システムの本市への導入が必要と考えますが、見解を伺います。

続きまして、地方自治体におけます事業継続計画、BCPの策定についてお伺いいたします。

東日本大震災を機に、このBCP、事業継続計画が今注目を集めております。BCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の自体が発生しても、企業や行政機関が事業を継続できるよう事前に立てておく計画のことです。事業継続に重点を置いていることが、一般的な防災対策とは少し異なります。

地方自治体におきまして、地域住民の生命、生活、財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、例えば保険や福祉への対応、緊急時・被災時における道路・水道・港湾等の復旧・整備などがございます。こういった観点から、このBCP策定の取り組みが今広がっております。

総務省におきましては昨年、平成22年度の11月、地方自治情報管理概要の中で、情報システムに関する業務継続計画、このBCPの策定状況は平成21年度末を公表しております。次項に示すとおり、都道府県、市区町村単位の調査結果から、策定していない市区町村のうち、策定予定はないとする市区町村は1095団体、66%にも及ぶことが明らかになっております。滋賀県におきましては、平成21年度に隣の近江八幡市が取り組んでおると聞いております。さらに、滋賀県におきましては津江市がこれから取り組むということでお聞きしております。そこで、本市におきまして、この不測の事態に備えての

取り組みが必要と考えますが、次の点を伺います。

1 点目、事業継続計画について本市の取り組みの見解を伺います。2 点目、現在この不測の事態が発生した場合の本市の対応を伺います。

続きまして、大きな3 点目をお伺いさせていただきます。3 点目は、子ども読書環境のさらなる充実を、これについて伺います。

読書は、言葉を学び、表現力を高め、人の痛みを想像し思いやる力といった豊かな人間性を養う源泉でございます。私たち公明党は、子どもの幸福を最優先する教育の党として、子どもの読書活動を守り育てていくために全力で取り組んでいるところでございます。

去る4 月2 3 日は子ども読書の日、良書に親しみ読書のすばらしさを子どもに伝えるために、図書館を初めさまざまな場で読み聞かせ運動など草の根的に行われたことは喜ばしいことでございます。また、今年は赤ちゃんと親に絵本を贈って読み聞かせを指導し、コミュニケーションのきっかけとしてもらうブックスタートが日本で始まって1 0 年を迎えております。1 9 9 2 年に英国でスタートしました同事業は、日本では2 0 0 0 年の子ども読書年に機運が高まりまして、昨年4 月静岡県細江町、愛知県幡豆町、長野県阿智村など1 2 市町村で本格実施され、いまや実施自治体は7 0 0 を超えております。読書推進への期待も高まっております。このように形態はさまざまでございますけれども、共通するのはボランティアの皆さんの熱心な協力で、ボランティアの支えが絵本を通じての子どもに魅力を感じ、親子のきずなを深める絶好の機会となっております。

2 0 0 1 年度には子どもの読書活動推進法が、2 0 0 5 年には文字・活字文化振興法が制定され、学校図書館などの整備・充実が進んでおります。その結果、1 人当たりの小学生の本の貸出数が増加いたしまして、文部科学省の調査によれば、1 9 7 4 年で1 6 . 5 冊、2 0 0 7 年には3 5 . 9 冊と飛躍的に伸びているところでございます。さらには、朝の1 0 分間読書運動の定着によりまして、こういったものも見逃せないところでございます。朝の読書推進協議会によれば、小中学校全体の7 0 %に相当する2 万6 , 0 0 0 校で実施されて、不登校や保健室登校が減っております。さらには、いじめがなくなったという報告も受けております。

一方、これは鳩山政権のときでございますけれども、事業仕分けでは子ども読書応援プロジェクトは廃止となっております。予算は大幅に削減されるなど厳しい環境でもありますが、昨年は国民読書年でもありました。日本の未来を担う子どもたちの豊かな心を育み、視野を広げる子ども読書環境のさらなる充実期待いたしたいところでございます。

そこで、次の点を伺います。1点目が、我がまちの子どもたちの読書活動の実態、それを支えるボランティアの熱意などをどのようにとらえておられるのか伺います。2点目、我がまちでも学校貸出セットが図書館の取り組みとして始まっておりますけれども、この取り組みの成果と今後の充実について伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。ただいまの矢野議員の「子ども読書環境のさらなる充実を」についてお答えを申し上げます。

まず第1点目ですが、本市では、朝の読書活動にすべての小・中学校が取り組んでいます。また、時間を見いだしては読書に励む子どもたちがたくさんおります。このことから、多くの子どもたちが本に親しみ、読書を楽しんでいるものととらえております。しかしながら、中には本のよさを十分に味わえていない子どもたちもいるものと認識しています。学校では、子どもたちが自分の読書記録をとったり、教職員が読み聞かせをしたりするなどの工夫を通じて、すべての子どもたちの読書意欲向上を図っているところです。

ところで、子どもたちの読書活動を支えるため、小・中学校では、現在60名を超えるボランティアの方々にお力添えをいただいております。学校図書館の整理整頓や本の読み聞かせなど、ボランティアの方々のご尽力のたまものであり、心からお礼を申し上げます。そしてボランティアの方々のご意見をちょうだいし、ボランティア活動の推進やボランティア組織の広がりにつながる支援を実施していきたいと考えております。

次に、2点目でございますが、野洲図書館における学校貸出セットについては、昨年度40セットを用意し、小学校を対象に延べ120回の貸し出しがありました。子どもたちの興味・関心に基づく読み物セットや、教科等の学習に必要な本を集めたセットが提供され、読書意欲の向上や学習活動の深まりに大きな成果を上げているものと認識しております。今年度は、これまでの利用実態を踏まえて43セットを用意し、この6月から貸し出しを開始したところでございます。

今後の充実に向けましては、さらに多くの子どもたちと本との新鮮な出会いを目指し、積極的に貸し出しを行うとともに、蔵書の充実や貸出セット内容の工夫に努めてまいります。

なお、子ども読書の推進に向けては、貸出セットの充実とともに、元気な学校づくりマ

スタープランに示しましたように、各学校と野洲図書館を結ぶ情報ネットワークの構築が必要であり、今後の実現を期して取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 皆さん、おはようございます。矢野議員の被災者支援システムの導入についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「被災者支援システムを掌握しているか」につきましては、議員が平成21年9月市議会でこの件のご質問をされたことにお答えしましたとおり、このシステムソフトが無償で入手できることから、本市でのシステム導入までに必要となる経費や作業などの課題について、情報システム主管課に照会、確認をしておりますので、このシステムについては承知しています。

次に、2点目及び3点目の導入への考え方ですが、全国の自治体へ配布いただいたこのシステムのバージョン2.00のソフトを活用するには、サーバーへのセットアップ、ネットワーク構成やクライアントのセットアップ、初期データの作成、年間の保守や研修体制などの導入に向けた方針と環境整備が必要であります。しかも、これらは、ご案内のとおり平時における導入及び運用となります。また、市が運用しているネットワークシステムをそのまま使用することができないことを確認していますし、現在、防災拠点施設の整備や防災備品の充実などの災害支援体制の強化を図っていることから、導入については見送っているところでございます。

福井県敦賀市を先進事例としてご提示いただいておりますが、敦賀市では昨年度、委託業者に専用のパソコン1台をサーバーとしてセットアップと住民記録データの取り込みを行われたものの、運用そのものは開始されていない状況です。今後ネットワークシステムの範囲や規模、通信方法、セキュリティ対策などの課題を解決した上での運用としていくとのこととございます。

以上、お答えとします。

次に、地方自治体における事業継続計画、BCPの策定についてのご質問にお答えします。

1点目の事業継続についての本市の取り組みについての見解ですが、地方公共団体は災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定しておりますが、地域防災計画と業務継続計画の大きな相違点は、地域防災計画は発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事

項や役割分担等を規定するための計画であり、災害対策に係る業務を対象とするものです。一方、業務継続計画は、発災時の限られた必要資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるための計画で、非常時優先業務を対象とするものです。平成22年4月に内閣府から、地震災害時における地方自治体の業務継続のガイドラインが示されましたが、地方自治体で既に業務継続計画を策定して公表している都道府県は、東京都、埼玉県、大阪府、愛知県及び徳島県の5都道府県で、市町村では策定されていない市町村が大半であります。今後、本市では策定に向けて検討していきます。

次に、2点目の現在不測の事態が発生した場合の本市の対応についてお答えします。業務継続のガイドラインが示されましたが、3時間以内に業務開始目標時間となっている災害時の初動体制の確立、被災状況の把握、救助・救急の開始及び避難所の開設、1日以内の業務開始目標時間となっている応急活動の開始及び避難生活支援の開始につきましては、地域防災計画で定めていることから、対応は可能であると考えています。また、市役所のサーバー内の情報につきましては、毎日バックアップを行って耐火金庫に保管しております。また、住民基本台帳の情報につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムに加入しており、県と東京にある全国サーバーに保管されていますし、戸籍はデータを法務局で保管していただいていることから業務が完全にとまるということはないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○7番（矢野隆行君） それでは、再質問させていただきます。

教育長が先に答えていただきましたので、教育長のほうからお願いします。読書活動の充実が図れる取り組みといたしまして、さらなる市民の皆様への周知によりまして、このボランティア、先ほど60名の方が登録されているということでございますけれども、これらの広がりをもう少しやってほしいんですけれども、こういった点につきましての見解をお伺いさせていただきます。

2点目の学校の貸出セットでございますけれども、これは図書館の取り組みでなされておるわけでございまして、これも各学校の図書の予算が少ないというのが原点でございまして、図書館が協力されて実施されております。各学校の問題といたしまして、今貸出セットが120回出されているということでございますけど、僕が心配しておりますのは、この教材というのは、同時期に教育は進むわけでございまして、こういった時期に重なることに対しましての対処は十分にされておるのか。さらには、図書館が今学校に協力して、



こういった協力しなくてもよい時期は本当に学校側としては来るのか、こういった点の見解をお伺いさせていただきます。

続きまして、先ほどの部長の防災につきましてですけれども、1点目の被災者支援システムの導入でございますけれども、お答えは本当に理解されているということでございますけれども、本当に具体的にこのシステムにつきまして市民の皆様にはわかるような答えをしていただきたいと思いますので、回答をお願いします。

それと、先ほどの答えにはなかったんですけれども、5万都市では必要ないという回答がございました。これは人口にかかわらず、こういった市民の安心・安全を考えますと当然必要なシステムでございます。私はそう思うんですけれども、この点についてもお伺いさせていただきます。

続きまして、バックアップ、事業継続でございますけれども、毎日バックアップして耐火金庫等で今されているということでございますけれども、不測の事態のときにはこれをだれが本当に運用するか、だれが今おるかというのはわからないわけでございます、このようなシステムになっていることを本当に市職員全員が共通認識で知っておられるのか、こういったシステムになっているのをどのように職員に対して周知されておられるのか、さらには市民へのこういった安全でありますという周知はどのようにされておられるのか、さらには、先ほど戸籍はデータを法務局で保管されているということでございますけれども、日々変わる住所登録等は、この辺のデータの更新はどのようにされておられるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、ただいまの矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目は、図書館ボランティア等の広がりについて、今後どのようなことになるのかというご質問でございますが、図書館ボランティアにつきましては、学校にほかのいろんな形でボランティアの皆さんにご協力をいただいております。そういうふうなボランティアの皆さんも含めまして、今年度は学校応援団事業というのを予算を認めていただきまして立ち上げをさせていただきました。これは1校、モデル校として、ことし指定をしたわけでございますが、そういった地域と学校の連携、結びつき、こういう中でボランティアの広がりを期待したいと、このように思っておるところでございます。また、図書館

ボランティアの皆さん方には読み聞かせとか、あるいは図書館のいろんな業務についての研修等の充実も図っていききたいと、このように考えております。

第2点目の、貸出セットで同時期に使うようなことになることについてはどうなるのかというお尋ねでございますが、これにつきましては、調べ学習用として利用度の高い本については当然学校で重なるわけでございますので、それはセットには入れずに、特別にその都度貸し出すといった方法が図書館でとられておりまして、学習で重なる分についてはそのような工夫をいただいているところでございます。

なお、現在は、図書館のそういった図書を学校へ貸し出すという方法で、図書館の予算で本を購入して学校へ貸し出しておるわけでございますが、私は学校と図書館が良好な関係で連携をしていく、あるいはネットワークで結んで今後連携をしていくと、こういうふうなことが野洲市全体として予算をうまく、学校も図書館も共通して使うということが大変効率的なことじゃないかなと、このように思っております。ただ、学校にも、ぜひ学校の図書の充実ということは、これは十分考えていかなければならないことであろうと、こんなふうに考えておるところでございますので、また学校図書館のほうの充実も一生懸命やっていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

まず、被災者支援システムの関係で、このシステムが市民の皆さんにわかるようにということでございました。災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムということで、現在構築されておるシステムは、被災者の支援システム、罹災証明の発行等のシステムです。それと、避難所関連システム、避難者がどこに避難されているかというようなことがわかるシステムです。それと、緊急的物資の管理システム、物資を受けた場合の管理状況の掌握システムです。それと、仮設住宅管理システム、犠牲者の遺族の管理システム、転倒家屋管理システム、復旧・復興関連システムという7つのシステムが構築され、無償で配布されておるところでございます。

5万人都市に必要なないといった答弁はなかったということなんですが、このシステム自体は非常に被災地に有効に役立つシステムであるということは認識しております。ただ、このシステム中、復興・復旧関連システムですか、これはGISを利用して地図情報をデジタル化して災害復旧・復興につなげていこうというもので、そういったデジタル化する

経費につきましては数千万必要であるというようなことも知っておりますし、平時に運用することはもう少し検討すべきかなと思います。

総論的に申し上げますと、地域性というんですか、平坦部で情報はある程度入手しやすいと考えますし、また土砂災害あるいは河川災害につきましても特定の箇所で発生するのではないかというふうに考えております。そうしたことから、現時点ではより直接的な支援、被災者支援を優先してすべき、特に施設関係の耐震化なり学校施設、今年度末には小中学校100%を考えていますし、まだまだ避難所でも耐震化できておらない保育園や幼稚園もございますので、そういった部分を優先的に進めていきたいなという考えでございます。

それと2点目の、日々かわる戸籍なり、あるいは住基の保管の状況なんですけど、大丈夫かというようなことであつたと思います。住基関係は、毎日の情報が住基システムネットワークで東京のほうのサーバーとつながっておりますので日々更新されておりますし、また市役所内でも保管しております。戸籍につきましても、バックアップのデータをとりまして会計課の耐火金庫で保管しておりますので、問題はないというふうに考えております。あと、不測の事態での運用につきましては総務部長のほうからお答えします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の地方自治体における事業継続計画の策定についての、不測の事態においての場合でございますが、現在、市役所内では危機管理マニュアルというものを策定しております。特に情報システム課内におきましては、停電によるシステム停止、火災、地震、ウイルス対策、ネットワーク障害等の場合、こうした危機管理マニュアルを策定しております。そうした中で、もし災害に遭った場合、地震が起こった場合というふうな対案につきましては、情報システム課の職員により被害状況の確認をまづ行っております。機器に損傷はないのか、電気が供給されているのか、正常に作動しているのか、窓口の端末が利用できるのかということを確認させていただきます。また、その後、確認した後に復旧作業を実施するという事で、サーバーが破損した場合については保守業者に連絡するなり、ネットワーク機器が破損したときには接続先を変える、または代替機器があるのか確認する、電気が供給されないときは総務課に連絡し自家発電を起動し、起動を確認し、最低限の運用をしていくというふうな危機管理マニュアルを策定しておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○7番（矢野隆行君） なかなか前には進まない状況でございます。

1週間ほど前ですけれども、イエメンで大統領の大統領宮殿が砲撃を受けたと、こういう時代でございます。この庁舎がいつある国から攻撃を受けるともわからないわけでございます。先ほど言ったように、全職員がそういったものを今どこまで周知しているかというのは何も答えがなかったわけでございます。先ほど、5万人都市では必要ない、また平地では必要ない、こういった内容でございますけれども、これはほとんど理解できない状況でございます。

例えば、これは朝日新聞でございますけれども、これを少し読みますと、活用されているのは阪神大震災直後に兵庫県西宮市が開発したコンピューターのプログラム、被災者支援システム、市職員が地震から10日ほどで作り上げた、約1カ月後に稼働させたというのが原点でございます。この内容が先ほどの部長の説明では少しも市民の方は理解できないと思うわけでございます。この内容といたしましては、世帯ごとに犠牲者の有無、家屋の状況、避難先、罹災証明発行履歴、銀行口座番号、義援金の支給状況など、支援に必要なデータと住民基本台帳のデータを一括して管理いたしまして、端末に住民の氏名を打ち込むだけで検索すれば、この被災関連情報を瞬時に探し出せ、その都度基本台帳の情報と照合することができるわけでございます。このシステムは2006年から無料公開されまして、2009年には総務省がCD-R等をおさめまして全国の自治体に配布されておるわけでございます。400人を超える犠牲者が出た岩手県宮古市では4月下旬から稼働しておりまして、担当者は「このシステムがなければ表計算ソフトに被災状況などを一つ一つ手入力しなければならず、手間が大分省けました」という歓迎する声もございます。庁舎が被災した福島県須賀川市では、罹災証明書の発行と義援金支給の担当課が別々の場所にあるため、システムに直接接続した端末を各所に置き、罹災証明書発行とほぼ同時に義援金が振り込めるようになったという結果もございます。地方自治センターによりまして、震災後は東北3県の26自治体を含む全国62自治体がこれを導入することになっておるといふ、これは朝日新聞の5月26日付の新聞でございます。

さらには、もう既に取り組んでおります隣の奈良県の平群町でも、これは既に取り組んでおるわけでございます。危機管理が本当に今の答弁では感じられなかったわけでございますけれども、平坦部で5万人都市では要らないという、予算化も先ほども言ったわけでございますけれども、別に専門家のパソコンをできる方がおらなくてもできるこのシステ

ムをなぜ取り入れないのかがいまいち理解できないわけでございますけれども、なぜ取り入れない、その見解をもう少し述べていただきたいと思いますので、その点、最後に質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 矢野議員の再々質問にお答えします。

被災者支援システムをなぜ取り入れないかということをお聞きされているわけですが、先ほども申し上げましたように、被災時には非常に有効なシステムであると考えます。基本的に、サーバー1台のセットアップまではできると思うのですが、その後のネットワークの構築、当然避難所、現在のネットワークは避難所となっている学校施設とは結ばれておりません。そういった部分で、高速ワイヤレスインターネットということで無線で飛ばすなり、そういったシステムを構築していく必要があると考えます。そういった部分では、セキュリティの問題とかそういった部分を解決した上での導入を図ることが必要ではないかなと考えますし、まずは防災拠点施設の整備や、あるいは避難施設の耐震化を図ることが肝要ではないかなということから見送っているわけでございますので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第2号、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。

それでは、平成21年度新公会計制度に係る事項について、一問一答方式で一般質問を行います。

平成21年4月から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行されたこと、及び平成18年8月の地方行革新指針において、資産・債務改革の方向性と具体的施策が3年以内の策定が要請されたことから、本市では平成21年度に平成20年度決算に基づく財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書が総務省方式改定モデルに基づき作成されました。平成21年度分については、3月の全員協議会において簡単な説明を受けたところです。

そこで質問ですが、まず財務分析についてですが、財務4表の数値を使いさまざまな比率を算出することができますとして4項目の比率が書かれていますが、その中で社会資本の世代間比率、純資産構成比率、流動比率については標準的な数値の記入がありませんが、それぞれ標準的な数値は幾らでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

公会計の分析指標の標準値の件につきましてでございますが、世代間比率の平均的な値としましては50%から90%で、純資産構成比率のほうは標準的な値はございません。また、流動比率につきましては、望ましい比率としては100%以上とされております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 続いて、歳入額対公共資産比率については、施設の維持補修等の増加に留意する必要がありますとの注意事項のコメントがありますが、今お聞きした比率については、高いほうである、低いと考えられる、前年度より比率が下がっている等のコメントであり、対処方法についての記載がありませんが、それぞれについて対処方法についてのお考えをお伺いします。また、本市として目標とする数値があればお聞かせください。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 財務分析などの各比率の好転に向けた対処方法でございますが、まず歳入額対公共資産比率につきましては、建設事業に取り組む際には、国・県の補助金等を活用するとともに、基金等の自主財源を可能な範囲で手当することによりまして、地方債の発行を極力抑制することが有力な方策であるというふうに考えております。そして、ご質問の3つの比率につきましては、公共施設等整備基金などの基金に計画的に可能な限り積み立てることが必要と考えております。また、最後のそれぞれの目標でございますけれども、それぞれの目標とする数値はございません。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 次に、貸借対照表の内容についてお伺いをします。

まず、資産の部で売却可能資産2億6,823万7,000円についてですが、時価は幾らでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 売却可能資産の時価につきましては、そのすべてを時価換算しておりません。ちなみに、計上しております額は路線価又は鑑定評価額でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 次に、貸付金6億9,730万6,000円ですが、昭和60

年から昭和62年に野洲病院に貸し付けた9億円の残高と推察しますが、内容についてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 貸付金の残高につきましては、主にはご質問にありました野洲病院に貸し付けた9億円の残高でございますが、それが平成21年度末で6億9,491万6,000円でございます。そのほかに、住宅新築資金貸付金の残高が239万円でございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 少し関連でお伺いしますが、昭和62年11月26日付で野洲病院から土地が寄附されてはいますが、その経緯と内容についてお伺いをします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 野洲病院の土地のご質問でございますが、市有地合計6筆で4,361.83平米でございます。その中で、5筆で4,005.88平米が当時の野洲町に寄附されております。その経緯につきましては、先に説明を申し上げました9億円の貸し付けとの関連がございまして、当時の記録によりますと、その当時の判断ですけれども、貸し付けの保証物件として寄附させたこととなっております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では、その簿価と路線価は幾らでしょうか。また、時価は幾らぐらいとお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） その土地の簿価につきましては、寄附による取得でございますので簿価を持っておりません。平成23年度固定資産税の野洲病院前の路線価につきましては、市道野洲中央線沿いでは1平米当たり6万800円でございますが、寄附の土地ともともとの市有地を含めた4,361.83平米に、この路線価に基づきまして試算しました市有地全体の価格は約3億8,000万円となっております。

また、時価につきましては把握いたしておりません。

なお、当該市有地につきましては、野洲病院との間で貸付契約を締結しておりますが、これまで全額免除という措置をとっておりますが、この措置につきましては現状で課題が

あるということから、現在適正化に向けた処理を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では、その土地の担保設定状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 当該土地の担保設定の状況につきましては、寄附される以前から滋賀銀行が極度額5億8,500万円の根抵当権を設定しておりました。また、寄附された後の平成8年に3億6,000万円の抵当権が設定されております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） ちょっと関連で質問します。寄附された後の平成8年の3億6,000万の抵当権というのは、債務者はだれですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 債権者は滋賀銀行でございますけれども、債務者は平成8年ですので旧野洲町でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 債務者は野洲町ですか。ということは、野洲町が当時金を借り入れたということなんですね。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 借り入れのほうは野洲病院がされておられますが、その抵当権が設定されておった土地の寄附を受けておりますので、債務をそのまま旧野洲町が引き継いでおるという状況でございます。それは根抵当権なんですけれども、その後、平成8年には新たに抵当権が設定されております。そのときには旧野洲町のほうで同意をされておられるというような書類がございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 平成8年の分は、だから債務者は野洲病院ということですね。それで野洲町が市に寄附された土地に、もとの所有者の野洲病院が借金するのに担保設定をするのは同意をしていると、こういうことですね。確認だけしておきます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 借り入れの関係では債務者は野洲病院になってまいります。その担保物件としてのいわゆる保証といいますか、それを旧野洲町の土地で行ったと



というようなことでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 過去のことですからあれですけど、通常は考えられないなというのが、そういう思いでございます。

では次、実質的に担保価値はあるのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 実質的な担保価値につきましては、21億円の損失補償をしている状況から見まして、担保価値はないというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では次に、長期延滞債権についてお伺いをします。2億2,187万4,000円の内訳はどうなっているのでしょうか。また、それぞれに対する対処はとお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 長期延滞債権につきましては、平成20年度以前に課されました市税で1億9,264万3,000円、保育所保育料で1,785万6,000円、学童保育所の保育料で95万4,000円、公営住宅の使用料で670万7,000円、幼稚園の保育料、これは通園バス代も含まれますが、60万6,000円、給食代、給食負担金では310万8,000円の滞納分でありまして、対処方法としましては督促とか催告、あるいは訪宅による滞納整理、差し押え等を実施しております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） それでは、次に回収不能見込額の内訳についてお伺いをします。6,417万7,000円の内訳はどうなっているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 回収不能見込額につきましては、長期延滞債権のうち不納欠損見込額でございまして、時効未到来のものは過去の実績によりまして推計をしております。内訳は市税で5,896万3,000円、保育所保育料で521万4,000円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） それに対する処理はどうされるのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） これらにつきましては、最終的に時効が到来しまして回収不能となったものは原則として不納欠損処分とするものでございまして、ちなみに平成21年度の不納欠損額は1,396万3,000円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 次に、負債の部についてお伺いをします。まず長期未払金についてですが、9億1,660万5,000円の内容とその対処方法についてお伺いをします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 長期未払金につきましては、野洲小学校及び野洲幼稚園のPFI事業のうち施設整備費並びに滋賀県市町土地開発公社、これは野洲川副堤敷地の関係でございますけども、この公社への将来負担額でございまして元金でございますけども、野洲小学校及び野洲幼稚園のPFI事業が8億6,953万6,000円、土地開発公社が4,706万9,000円でございます。

なお、支払い最終年度は、PFI事業は平成36年度、土地開発公社は平成25年度ですが、PFI事業につきましては、本年1月の臨時議会で変更契約をお認めいただきましたとおりでございます。

ちなみに、平成21年度の元金相当の支払額は、PFI事業が6,699万4,000円、土地開発公社が1,564万円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 次に、損失補償等引当金約19億円についてですが、特定医療法人社団御上会野洲病院については広報「やす」6月号で公表されていますが、その債務負担行為の損失補償21億円の未償還元金約9億円と社会福祉法人野洲慈恵会に対する損失補償9件、計21億円の未償還元金約10億円と推察しますが、内訳はどうなっているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 損失補償等引当金につきましては、野洲病院が約9億1,400万円、野洲慈恵会が約10億7,100万円、野洲市湖岸開発株式会社が約200万円、滋賀県信用保証協会が約900万円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 野洲病院については、平成22年第5回定例会で、その債務保

証に対応するためという理由で野洲市地域振興基金条例を制定し、基金14億4,000万円を造成されました。ただし、条例の第1条は、市民の連帯の強化及び地域の振興を図るため野洲市地域振興基金を設置するとあります。そこで、社会福祉法人野洲慈恵会に対しては損失補償に対してどう対応されているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 野洲慈恵会への損失補償の関係をお尋ねいただいたと思います。仮にそのような事態になりますと、財政調整基金など一般財源での対応が主になると考えております。

なお、ご質問にあります地域振興基金の用途につきましては、以前に一例として例示したものでございまして、野洲病院のためだけではなく、地域の振興を図るためなど、目的は多様なものでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 市が損失補償をし、その元利償還分を特別擁護老人ホーム施設整備資金等補助金、民間保育所建設事業費補助金として支援をしていますが、取得された不動産の所有者はどこでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市のほうで損失補償をしております特別養護老人ホームや民間保育所の所有者につきましては、市内3つの特別養護老人ホームにつきましては、土地は市有地で無償貸し付けしてございまして、建物はいずれも野洲慈恵会の所有でございます。民間保育所のほうは、土地、建物とも野洲慈恵会の所有となっております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 担保設定はしているのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市のほうでは慈恵会に対して担保はとっておりませんが、保育所の用地は土地取得費用の借入金に係ります返済金の全額を市が補助していますことから、完済となった時点で野洲市に所有権を移転する旨の土地贈与契約を平成18年に交わされております。

なお、この契約の正当性につきましても、今後検証が必要であるというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） いずれにしても、補助対象者が資産を形成しているわけで、今後のためにも考え方について一定の整理が必要と考えられますが、今ちょっとお答えいただきましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 今のご質問のほうは保育所の関係についてと思います。その当時の経緯が定かではないんですけども、現在調査中ではあるんですけども、法人の土地の取得に対しまして原則全額補助しているということは、先ほどおっしゃいました権利関係から言いましても、好ましい補助制度のあり方ではないというふうに思っております。こういった手法につきましては、今後できるだけ避けるように検討すべきであるというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） よろしくお願いをしたいと思います。

次に、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスについてお伺いをします。平成20年度は8億5,612万2,000円でしたが、平成21年度は1億7,132万7,000円と急激に悪化をしています。平成22年度は財政健全化集中改革プランを実行されましたが、平成22年度の見込額は幾らぐらいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの悪化につきましては、財政調整基金が約6億9,600万円、減債基金で約1,500万円減少したためでございます。

なお、平成22年度決算見込みでは、21年度に比べまして2億3,000万円程度増加に転じまして、4億円程度になるというふうに見込んでおります。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では、次に連結対象についてお伺いします。

第三セクター等として特定医療法人社団御上会野洲病院、社会福祉法人野洲慈恵会が連結対象の中に入っていますが、その根拠は何でしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 第三セクター等として組み入れております団体等の中には、市が債務補償を行っております団体等を含んでいるものでございまして、ご質問の2団体につきましてはそれによるものでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では、本市は運営にどのようにかかわっているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 当該団体の運営のかかわりにつきましては、野洲病院は過去には助役とか副市長が理事になっておりましたんですけれども、現在では市から理事を初め何らかの委員となっている者はございませんでして、運営のかかわりはございません。野洲慈恵会につきましては、評議員として担当部署の職員が委員となっておりますのでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 野洲病院について運営にかかわっていないということですが、常に経営状態について報告は受けているのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 決算等の書類につきましては担当する健康福祉部のほうに届いておりますし、また会議のほうにも出むいて状況を把握いたしております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では、次に決算状況についてお伺いします。

特定医療法人社団御上会野洲病院は医療収支で赤字と伺っていますが、社会福祉法人野洲慈恵会は本業部分で黒字でしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 本業部分という点がちょっと定かではないんですけども、おおむね野洲慈恵会の会計はすべて本業であるという認識に立ちますと、決算状況につきましては、市の補助金を含めると黒字でございます。逆に、除きますと赤字となっております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） では、直近の決算で幾らぐらいの黒字が出ているのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 5月の理事会に出されました平成22年度の決算状況を見てみますと、介護部門では、21年度は280万円の黒字だったんですけども、これに対しまして22年度は3,100万円の黒字となっております。また、保育所のほうも運営されておりますので、保育所部門では約2,700万円の黒字でございまして、合計約

5, 800万円の黒字となっております。

先ほど申しましたように補助金の関係がございまして、一方市の補助金の額は、介護部門では9,363万円、それから保育所部門では2,899万円、合計で1億2,262万円ございまして、補助金を除きますと、先ほど申し上げましたようにいずれも赤字となっているというようなことでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 本市は、平成22年、23年と財政健全化集中改革プランの一環として特別職、議会議員、一般職員において人件費の削減を実施しているところですが、社会福祉法人野洲慈恵会においてはいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 野洲慈恵会におきましても、市役所同様、職員の人件費の削減を行っておられまして、平成22年度と23年度につきましては賞与を25%削減されておられます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 連結対象の一つである守山野洲行政事務組合は、決算において余剰金を守山市と野洲市に還付していますが、社会福祉法人野洲慈恵会に対し収益の還元を求めるお考えはありますか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 野洲慈恵会の収益の還元に関するご質問でございますけれども、一部事務組合のほうは、今例示されました守山野洲行政事務組合のほうでございますけれども、こちらは負担金でございますので返還があってもよいというふうに思われますが、野洲慈恵会へは補助金として支出しておりますために、補助年度が黒字であっても還元、いわゆる一部返還を求める性質のものではないというふうに言えると思います。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 返還を求める性質のものではないということですが、補助金の減額はあり得るのですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 野洲慈恵会の補助金の減額の見込みはというご質問でございます。先ほど決算状況をお示ししたんですけれども、平成22年度は特に先ほど申しましたように人件費の削減が大きく影響しまして、このような黒字になっておるのかなとい

うふうに思われますし、介護のほうは特に年度によりましては収支の変動が大きくございます。こういったことから、今後の動向を十分見きわめた上で、しっかりと決算状況を分析しまして、補助金の見直しの是非についても検討する必要があるのではないかなというふうに、少し中期的に見たいと思っております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、公表についてお伺いをします。まず、総務省方式改定モデルの特徴の中に、財務書類の作成・開示時期として、出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示とありますが、いつのことを指しているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 公会計の開示の時期としましては、国が示しております指針では、翌々年度の予算要求時期までに、つまり本市であれば翌年度の11月ごろまでが本来の開示時期となっております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 公会計改革に関して4点の意義が示されています。1つ目が現金主義による会計処理の補完、2つ目は公社・三セク等との連結を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握、3つ目はコスト分析と政策評価への活用、4つ目は資産・債務改革への対応となっており、この趣旨を生かすためにも予定どおり作成・開示をされるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 本市では、現状で内部システムが確立されていないこととか、ほとんどが手作業で事務処理量が膨大なこと、連結団体からの報告を受ける時期とかそういったことで、また昨年度は幾つもの業務が時期的に重なったことによりまして作成時期がおくれて、大変申しわけなく思っております。本年度は、少なくとも普通会計分はその時期までには開示する予定をしておりますが、特に連結分につきましては、連結団体のデータの提供時期によりまして、同じ時期に開示できるよう働きかけはいたしますが、難しい面もございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 確認ですが、現在市のホームページ、それから広報「やす」において公表されていないと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 公表の方法につきましては、現状では議会への提示のほか、普通会計とか連結分の概要版につきましては記者発表、そして記者発表用の資料をホームページに掲載しておりますけれども、公会計独自のホームページへの掲載とか広報には掲載をいたしておりません。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 通告書にお隣の湖南省の広報「こなん」平成23年2月号のコピーをつけておきました。湖南さん家の日常会話という形をとり、数字については人口1人当たりを引き直して非常にわかりやすく公表されています。本市の今後の方針はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 本年度からは、ホームページの掲載につきましては公会計単独での掲載を行う予定をしておりますが、広報紙への掲載につきましては、他の自治体の掲載例を見ましても、ある程度の知識がある人は別として、一般的には内容的に理解しづらく、わかりやすくしようとすれば、ある程度用語の説明も必要ですし、例えば類似団体との比較も入れることも必要ではないかと考えております。そうなりますと、紙面の量、ボリュームとかも必要となりますので、適当な量でいかにわかりやすくするか、もう少し研究する必要があると考えております。しかし、今年度は可能な範囲で広報紙のほうにも掲載をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） ありがとうございます。大変厳しい財政状況ではありますが、市長初め職員の皆様には、引き続き市民福祉の向上に精励されることをご祈念申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分にいたしたいと思います。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第3号、第5番、内田聡史君。



○5番（内田聡史君） 5番、内田聡史です。私は、今回は今夏の節電への取り組みについて質問をさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災の影響により、今夏は大規模な電力不足に陥ることが見込まれております。震災当初は、関西電力圏内におきましては、東日本と西日本では周波数が異なるため、周波数を変換して送電できるのは約100万キロワットが上限であり、東日本に最大限の送電を行ったとしても関西電力管内の安定供給には支障はなく、特別な節電を行う必要はないとしてきました。

一方で、東京電力・東北電力管轄内では、電力供給力不足により緊急措置として計画停電が実施されてきました。その後は、幸いなことながら東京電力管内においては6月3日までは計画停電は原則不実施としてきました。しかしながら、これから本格的な夏を迎えるに当たり、電力の需給バランスが崩れる見込みであり、国では電力需給緊急対策本部を設置し、対策を講じているとのことでもあります。

このことは東日本だけではなく、原子力発電所の安全問題に端を發し、中部電力の浜岡原子力発電所の運転停止要請を受け、浜岡原子力発電所4号機、5号機を停止し、3号機運転再開を当面見送ることとなり、関西電力においても11基の原発を抱える中、震災当時定期点検中であった美浜原発1号機、高浜原発1号機、大飯原発3号機、そして5月14日から美浜原発3号機が定期点検に入り、これら原発の運転再開のめどが立たなくなってきました。

5月26日の産経新聞のニュースによりますと、関西電力の社長が記者会見で、夏の管内電力の供給について、万が一電力需給が逼迫した場合には節電の協力をお願いせざるを得ない場合も考えられると述べ、管内の一般家庭や企業などに節電要請を行う可能性があることを示唆したという記事でありました。また、その記者会見の中で、関電には国から電力需給が逼迫している東京電力や中部電力への電力融通が要請されているが、融通できるのは基本的な考え方として自社に余力がある場合であると、自社が厳しいのに他社を優先するのは難しいとしております。要請に対応できないケースもあり得るとしているそうであり、関西管内も積極的に節電を行っていかなければ、電力融通はおろか需給量すれすれの状態になるおそれがあります。

このような事態が懸念される中、国も対策を講じているところではありますが、多くの自治体でも節電に対する取り組みが進められているところでもあります。横須賀市では職員が省エネなどの環境活動に取り組む横須賀市環境マネジメントシステムの中に新たに夏季節

電対策編を作成し、また公共施設における夜間ナイターの設備の使用を控える等の取り組みを行うようであります。関西広域連合でも、参加府県の職員の出勤時間を早めるサマータイム制度の導入、庁舎でエレベーター使用の抑制、街灯のLED化を進めることを検討しているとのことでもあります。

政府は現在、東京電力・東北電力管内の電力需給対策として、企業や家庭の消費電力を前年比で一律15%削減する節電目標を立てておりますが、今後は中部や関西に広がる可能性も出てくるように思われます。

本市におきましても、市民の皆さんへの節電協力をお願いする広報活動を進めるのはむろんでありますが、その行政みずからが明確な目標を立て節電に取り組む必要があると考えます。もちろん、経済活動・社会活動への負の影響を可能な限り抑えるようにしなければなりません。行き過ぎた節電は、熱中症などの健康被害を生じさせる可能性や、仕事の能率・効率が下がるといったことは絶対に避けねばなりません。また、今回の節電がこれからの省エネを考えていく契機となるようとらえなければならぬと考えます。本市のこのような状況の中で考えておられる節電に対する見解をお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 内田議員のこの夏の節電への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

市の節電対策につきましては、これまでから野洲市環境マネジメントシステムの取り組みの中で、電気使用量の削減目標を平成22年度目標では対平成20年度比5%とし、昼休み中の消灯、長時間外出時のパソコン電源の切断、ノー残業デーの拡大や22時以降の残業抑制、ブラインドやカーテンのこまやかな活用による室温調整、緑のカーテン事業として庁舎周辺でゴーヤを栽培するなど、職員の節電への取り組みと意識づけを行っているほか、施設としてはセンサー式照明の採用や空調のデマンド管理と冷暖房の温度設定の抑制などにより、日々の節電に努めてまいりました。また、太陽光発電を利用することで、電力不足にも少なからず対応したエネルギー利用を進めております。

関西における現状を考えてみますと、従来からの取り組みで対応は可能であると考えておりますが、今後さらに考えられる対応といたしまして、今夏から空調の設定温度につきまして、皆様にもお知らせしておりますが、サマーエコオフィスを5月30日から実施しておりますが、28度設定としております。職員の健康面や業務効率を考えながら、今現在28度と設定している温度を29度というふうな変更で試行してみることや、以前は一

定運転をしていました空調を、その日の気温に応じた運転管理を実施すること、またエレベーターの使用に関し、障害者など必要な方を除いて、省エネと健康増進のため階段使用を促す啓発、夏季における休暇取得の奨励、時間外・休日出勤のより一層の抑制などにより、過剰な電力使用を抑え、さらなる省エネルギーを推進するとともに、職員個々の省エネルギーに対する意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 今の答弁を聞いておりますと、これから関西圏内で節電していかなければならないが、おおむね今のままでいけるというような感じで聞いておりました。今の取り組み、環境マネジメントシステム、平成20年度と比べて5%削減されればいいということなんですけれども、今もこうやって上着を着ないとか、昼休みの時間ですか、昼の時間、1階以外は2階、3階と電気を消しておられるという取り組み、そしてまた昨年ですと市長室の前にゴーヤとかを植えられて対応しておられたと思うんですけれども、私は今回はもう一步踏み込んだ取り組みが必要なのではないかなと思っております。

節電と聞いて簡単に行えるのがエアコンの設定調整、冷蔵庫の中身を減らす、使っていない電化プラグを抜くと、この小さな積み重ねの節電対策で各家庭の5%から10%の節電が可能であり、それを積算すると原発1基分に相当するという発言を兵庫県の井戸知事がしておられます。どういう積み重ねでここまでいったのかは、ちょっと私もわからないんですけれども。

ただ、経産省のほうでは、東京電力管内の家庭1,900万世帯に対し、昨年の消費電力と比べ15%削減を達成した世帯にLEDの電球の交換券や映画鑑賞券、省エネグッズがもらえる制度を始めるそうであります。

また、神奈川県海老名市では、7月から9月まで毎週水曜日の午後から市役所の本庁舎を閉庁し、そのかわりに土曜日の午前中を開庁する。これは土曜日の電力需給が比較的少ないそうで、こういったことになったそうなんですけれども。また、市内公共施設の一日の電力使用量が20%削減できるとしております。

大阪市では、昨年始めた庁舎内の午後7時消灯を1カ月前倒しして6月から9月までの3カ月間実施することを決めております。このことで使用電力を前年比3.4%カット、さらに電気代を360万円節約できると見ております。

そして、さらに今のこの状況なんですけど、節電に対する国民の気運といいますのは、

民間会社が行ったアンケート調査をちょっと紹介させていただきますが、これは国の災害指定地である青森、岩手、宮城、福島、茨城を除く全国を対象としたものであり、約1万人からの回答なんですが、東日本大震災後に何らかの形で節電をしている人の割合が、このアンケートを見ますと9割に達しています。その中身は、7割を超える人が照明を小まめに消す、6割の人が暖房の使用を控える、設定温度を下げる、使わないと、被災地以外の多くの国民が何らかの形で節電しているとの調査報告でありました。これから本格的な夏を迎え、電力需給が上がってくる前に、何らかのアクションを国としても起こしていただきたいわけであります。

先ほど、平成20年に比べ5%削減をしていっているということですが、実際の大まかな何キロワットとかいうのがわかりましたら教えていただきたいのと、この節電は過去の石油ショックのときに起きた電気の総量キロワット／アワーよりもピーク時のキロワットの消費の削減、浪費を防止しなければならない、こういったことをしっかりと取り組んでいく必要がありますし、またこのことをしっかりと市民の皆さんに周知していく必要があると思います。

情報発信という部分で、この議場の中にもおられると思うんですけども、震災が起きたときに、携帯電話のメールで、私の友達のお兄さんが関西電力に勤めていて、その人が関西においても節電を呼びかけるというような間違った情報等が流れておりました。確かな情報発信をしなければならないと考えます。行政という信頼された機関の広報力、情報発信力が必要だと考えますが、市民の皆様にもどのようにして広報をしていくのか、またそういった情報発信をしていく必要があるかどうかの見解をお伺いいたします。

そして、先ほど申されましたエレベーターの件なんですけれども、私も調べましたが、エレベーターを余り使わないということにする取り組み、これは設備の大きさにもよりますし何人乗るかにもよりますけれども、1回当たりの電力量というのは余り大したことはないということを聞いておりますし、調べました結果が出ております。それよりも違ったところで取り組みをやっていかなければならないと考えます。

先ほど申しました点のご回答をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 内田議員の再質問にお答えをしたいというふうに思います。

20年度が、電力量ですが、本庁舎・分庁舎合わせまして84万6,032キロワット、それが22年度におきましては80万5,776キロワットというふうなことで、95.

24%、5%達成はできてないんですけど、ほぼ達成ができたというふうな形でございます。また、このISOの取り組みにおきましては、消費電力その他省エネルギーの問題につきまして、この達成度を広報におきまして住民の皆様方に周知をしているというふうな状況でございます。

今回、特に節電、こうした状況におきまして我々も情報を入手している中では、やはり冷房の温度設定につきまして29度でも我慢できるというふうな情報も受けてますので、一度そうしたことも試していきたいというふうに思いますし、こうしたこと、関西エリアでの原発の問題もありますので、どうした電力需要になるかもわかりませんが、そうした中で逼迫するようなことであれば、情報発信も私ども行っていかなければならないというふうに思っております。そうした場合につきましては、急な場合でございますので、一応ホームページ等で皆様にもお知らせをしなければならないというふうに考えております。

以上お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 20年度が84万6,000キロワットぐらいで、22年度が80万5,700ということで、4万キロワットほど節電できているということですが、やはりそれで、1問目も言われましたけど、今回29度設定というのを1回試してみると。ちょっと想像がつかないんですが、私なんかはクーラーがないと生活がなかなかできひん、この夏はできるだけ使わないで扇風機でというような考えも持っておりますし、先ほども申しましたが、経済活動・社会活動への負の影響を可能な限り抑え健康被害を起こさないように取り組んでいただきたいと思います。また、市役所も29度設定でやっておられるということですが、仕事の能率や効率が落ちないような取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますわけでございます。

震災の復興現場では電力の安定供給は必要不可欠なものであり、私たち一人一人の節電が大規模な停電の回避につながり、この長期的な電力不足が心配される中で、さらにもう一步踏み込んだ節電対策、省エネ対策を進めていけるよう、官は官でできること、民は民でできること、また市民の皆さんにお願いできることの広報、情報発信をしっかりとお願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(午前 11時29分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長 (立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次に通告第4号、第13番、中島一雄君。

○13番 (中島一雄君) 第13番、中島一雄でございます。私は本市の高齢化社会の進展への対応についてお伺いいたします。

3月11日、東日本大震災により亡くなられた方に心から哀悼の意をあらわします。また、被災された方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

このたびの東日本大震災により、これまでの価値観が変わりつつあると感じますし、一方、社会システムの変革が求められているように思われます。少子高齢化社会のさらなる進展に加え、今回の震災による社会変革により、これまでの高齢者福祉の見直しも必要ではないでしょうか。

今年4月1日現在において野洲市の人口5万642人に対して、65歳以上のいわゆる高齢者の占める割合、高齢化率は19.98で、20%の大台に迫っています。まさに5人に1人が65歳以上の高齢者です。今後、団塊の世代、昭和22年から昭和24年生まれが65歳を迎える2015年、平成27年以降は、高齢化社会が急速に進展することは想像にかたくありません。野洲市においても高齢化率が21%を超える超高齢化社会に突入するのが目前に迫ってきています。

このような状況のもとで、野洲市における要介護認定を受けておられる方への各種介護サービスの利用における課題についてもお伺いします。また、要介護認定の一般高齢者を対象とした各種サービスの現状と課題についてお伺いします。あわせて、このような課題に対する改善・検討の対応についてはどのように考えておられますか、お伺いいたします。

以上です。

○議長 (立入三千男君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監 (富田久和君) それでは、中島議員の「高齢化社会の進展への対応について」のご質問にお答えいたします。

まず、1番目の介護サービスの課題についてでございますが、介護サービスのうちで特に施設サービスの入所待機者が課題の一つとして挙げられます。現在、野洲市内にありません特別養護老人ホームの状況ですが、利用定員数は、あやめの里50人、ぎおうの里20

人、悠紀の里60人、この3施設を合わせました利用定員数は130人です。野洲市内の被保険者の入居状況については、あやめの里で43人、ぎおうの里20人、悠紀の里56人です。また、施設ごとの野洲市内の被保険者の待機者は、5月末現在で、あやめの里で169人、ぎおうの里で218人、悠紀の里で133人です。これを単純に合計いたしますと、520人となります。ただ、この中には複数の施設に重複して申し込みをされておられる方もいますので、待機者の実数といたしましては275人と、このように把握しているところでございます。

また、老人保健施設寿々ほうすでは、利用定員数は100人です。野洲市内の被保険者の入所者は62人です。今現在、市内の被保険者の待機者は105人という状況です。

本市において高齢化が進む中、住みなれた地域で生活ができるよう在宅介護の充実が必要です。そのため24時間体制で在宅介護を支えられる環境整備が必要です。また、施設整備につきましては大規模な施設整備を進めるのではなく、住みなれた地域で介護サービスが身近に受けられる地域密着型の小規模な介護老人福祉施設や認知症デイサービスなどの整備を進める必要があると考えております。

現在、ことし2月から3月に実施いたしました高齢者に対するニーズ・意向などの調査の集計・分析を進めております。また、5月から6月にかけては、ケアマネジャーを対象にした被保険者の状況調査を実施中ですので、これら調査結果から高齢者の実態とニーズが何であるかを把握し、今後の高齢者施策を進めてまいります。

2番目の未認定の一般高齢者を対象とした各種サービスの現状と課題につきましては、介護認定の非該当の方に対しては、市単独事業の生活支援事業として自立生活支援事業、高齢者住宅小規模改造助成事業や介護予防の一般高齢者施策事業としまして、シニアスクールや生きがいつくりの会への助成、小地域ふれあいサロン事業などへの支援を行っております。任意支援事業としましては、配食サービス事業、緊急通報システム事業などによりまして、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯への支援を行っています。また、家族介護支援事業としましては、高齢者おむつ助成事業、徘徊高齢者家族サービス事業、マッサージサービス事業、介護ニュース「りふれっしゅ」の発行などの事業を実施するなど介護予防支援を重点的とした事業を実施しています。

また、これらの課題としましては、介護予防事業をより一層推進し、高齢者が自立した生活を送れるような仕組みづくりの構築、また、対象高齢者個々のニーズの把握が挙げら

れます。

第3番目のご質問であります課題に対する改善・検討の対応につきましてですが、平成12年度からスタートしました介護保険制度は、要介護高齢者を社会的に支える仕組みとして定着してきました。団塊の世代が高齢期を迎える平成27年度の高齢者介護の姿を見据え、本市において展開してきました第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の評価・見直しを行い、また、高齢者や家庭、地域社会の現在の状況を踏まえつつ、なおかつ今後の介護サービスの需要と供給を考慮した平成24年度から平成26年度迄を計画期間とする「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定作業を進めており、この中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 中島議員。

○13番（中島一雄君） 再質問をさせていただきます。

いろいろとありがとうございました。特に市内の特別養護老人ホームの状況ですが、3施設で重複はしておるんですけども、待機者が275人と老人保健施設で105人、実に約400の方が待機しておられるという実態でございますね。それと、あやめの里の定員が50人ですね、ぎおうの里が20、悠紀の里が60ということで130人。野洲市内の、あやめの里が50の43ということでマイナス7ですが、ぎおうは20の20で、悠紀の里が60の56でマイナス4、これは市外の方ととらえますが、これでよろしいですね。

それと、地域密着型の小規模な介護老人福祉施設またはデイサービス等の整備を進める必要があると考えておりますということで、特に私は地域密着型の小規模な介護施設について、市内各所に点在する空き家等を利用いたしました施設に期待するものであります。いろいろの条件もあろうと思いますが、ぜひその方向性の検討をお願いしておきたい思いでございます。

たまたま私の知り合いの方が、在所の中で約200坪の土地を購入されまして検討されている方がおられます。ぜひこういう箇所をふやしていただきまして、ぜひ協力、アドバイスを、この場におきましてお願いしておきたいと思っております。

それと、現在24年度から3年間の高齢者に対する福祉施設を徹底する第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定作業が進められているとのことですが、この計画の進捗状況等につきまして幾つか質問をさせていただきたいと思っております。1つ目は、介護



保険事業計画策定のスケジュール。次に、2つ目が策定時の情報提供時はいつかですね。3つ目が、その他施策に際し特に配慮する点、力を入れておられる点、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（冨田久和君） それでは、中島議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ご提案いただきました地域密着型の施設でございますが、これにつきましても今後計画の中で十分検討してまいりたいと、このように思います。具体的に、第5期の介護保険事業計画の策定事務のスケジュールと申しますか進捗状況についてのご質問をいただきました。まず1点目の策定のスケジュールでございますけれども、本年の4月から5月にかけてニーズ・意向調査等のアンケート調査の集計と分析を行っております。今6月に入りまして、ほぼできてきたところでございます。つきましては、できた段階で公表をしてみたいと思います。それから、5月、6月にかけてましてサービス事業量の把握をしてみたいと思います。それから、7月には計画の骨子案を作成してまいります。それから、9月にはこの計画の素案を作成してまいりまして、10月から12月にかけてまして介護保険料の算定事務にかかれたらと思っております。それから、年が明けまして1月ごろには計画案までまとめていけたらと、このようなスケジュールを予定しております。

2点目の情報提示のご質問でございますけれども、介護保険運営協議会を計画策定期間の節目節目に開催してまいりたいと思います。8月、10月、12月、年明けの2月と、この4回の開催を予定しております。介護保険運営協議会には、介護サービス事業者の代表の方あるいは学識経験者の方なども入っていただいておりますが、被保険者代表として公募委員さんにも入っていただいておりますので、できるだけ広く市民の皆様からの意見もいただくようにしてまいりたいと思っておりますし、1月に案ができました段階ではパブリックコメントを実施してまいりたいと思っております。

それから、3点目の計画策定時における配慮する点ということでございますが、まず1つ目には、今実施してまとめておりますニーズ・意向等の調査結果をこの計画の中に反映していくこと、それから2つ目には、元気な高齢者には生きがい事業や健康づくり事業への参加を促し、いつまでも元気で生きがいややりがいを持って安心して生活を送ることができるよう高齢福祉施策を実施していくこと、それから3つ目には介護予防事業は生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより要支援・要介護



うことを恐れての理由のようですが、あのような状況でまだ使うつもりでいたといことに本当に驚きですし、言語道断な話だと思います。こんな状況に国や政府、電力会社に対する国民の怒りや不信感は大きく膨れ上がっています。そしてあれだけの大地震から今も何一つ解決できていないのは、原発依存という体質そのものから全く抜け出せていないということが明るみになっています。

そもそも、地震大国であるこの日本に54基もの原発が集中していることが異常です。世界を見回しても、例えば104基の原発が運転中の世界一の原発大国であるアメリカでも、原発は地震のない中部・東部に集中しており、西部の地震地帯にはほとんど立地していません。第2位のフランスは地震のない国です。

そして、さらなる問題点は、原子力エネルギーそのものが未完成の技術であるということです。その1点目に冷却水の給水が供給がとまると暴走を起こすという原子炉そのものの本質的な不安定性、2つ目に使用済み核燃料の処理方法が見出せないままにしていること、このような危険に満ちた道を備えも覚悟もないまま日本は走り出してきたというところに問題があります。安全神話にひたり込んで、事故が起きた場合のことも考えず原発を推進し、安上がりというだけで地震の危険地帯に集中的に立地させ、老朽化してもこれからがもうけどころというような運転を続ける利潤第一主義の余りのひどさが浮き彫りになっています。

安全や管理体制に関しても、1980年代は常勤の専門家は一人もおらず、全部がアルバイトというような状況でした。建設と運転の専門家はいても、事故が起きたときの体制も防災の技術を持つ専門家もいないというのが今回の震災による事故でまざまざと明るみに出ています。そして、そのような原発政策を歴代自民党政府が押し進めてきて、民主党政権にかわっても引き続けていることに根本的な問題があります。

そして、この問題は同時に、滋賀県も福島第一原発事故に関しては人ごとではありません。一番最初にも話しましたが、お隣には15基もの原発が、福井原発銀座と呼ばれる感じで並んでおります。この中の敦賀原発は多数の活断層が走る場所に立ち並んでおります。大地震が起これば被害は甚大で、滋賀県は本当に大きな被害を受けます。関西電力は3月末にチラシを発行して、日本海には海溝型プレート境界がないから、若狭湾周辺で大きな津波が生じる可能性は低く、文献などからも大きな被害記録はないというような、震災直後に安全宣言をしました。しかし、これは大きな間違いであり、若狭湾周辺では1927年に北丹後地震などの大地震が起きており、三方町史には大津波の記録もあります。敦賀

や若狭の活断層などが連続して動くと、文科省の調査でもマグニチュード8.2の地震の可能性が挙げられております。福井原発の中でも、もんじゅなどは冷却に水ではなく液体ナトリウムを使用しているようですが、それが水にまざると大爆発を起こすというような説明を聞いております。ですから、今回の福島原発事故のように緊急的な海水や雨水による冷却もできないということは、だれでも想定できます。

これまで福井県の原発銀座の原子力発電所15基の事故が、国に報告義務がある事故やトラブルだけで計482件にも上っており、事故はこの15基すべてで起きています。そのうち2004年の美浜原発の事故では、作業員5人が亡くなり6人が重傷を負うというほど大きなものでした。さらに、もんじゅなどは95年のナトリウム漏れ事故の対応のおくれや事故隠しが問題になり、昨年5月に運転を再開しましたが、直後から事故が続き現在は運転中止中です。こういったように本当に大きな問題を抱えた原発が、私たちが暮らしているこの滋賀県のお隣福井でも起きる可能性がある。これまでの原発行政、これを推進した結果が今回の事故、大きな福島原発の事故につながり、それが滋賀県にも人ごとではないと、こういったような今の現状に対しての見解を、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 原発政策についての見解ですが、原子力発電は、エネルギー安定供給と地球温暖化対策に貢献する有効な手段として原発を推進した結果、全国17カ所、54基の原子力発電設備が一般電気需要の約3割を供給してきました。しかし、福島第一原発の事故で原発の安全神話は崩壊しましたが、原発のすべてを代替できる電力供給のめどが立っていません。太陽光や風力、地熱など再生可能エネルギーへの期待も大きいわけですが、現状ではコストがかかること、また水力発電にしても設置できる余地が少ないことから、原発に頼らざるを得ない状況です。すぐさま日本の原発をとめ、再生可能エネルギーに置きかえることは、原発依存度の高さを考えると現実的ではなく、長期的に日本のエネルギー政策転換のビジョンを策定し、脱原発の道筋を描くことが求められてきていますが、過渡期にはできるだけ原発の安全を確保する必要があると考えています。

それと、今回の福島第一原発の事故の経過を振り返ってみますと、まずもって国民への正確な情報開示がなされるべきであったと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 今のお話の中でも、自然エネルギーというものにも注目はしていかなければいけない、しかし原発そのものはまだ確保しなければいけない、大切だというような見解だと思いますが、今回の原発事故を受けて政府は浜岡原発の運転停止を求めたものの、今回の事故並みの津波対策さえすればすべての原発を認めようというような姿勢です。今の当局のお答えと同じように、原発そのものにはそれほど危機感を感じてないというような姿勢だと思います。これでは新たな原発安全神話をつくるだけです。

菅直人首相も、6月のフランスサミットで、太陽光発電の普及など再生可能なエネルギーの拡大に向けて技術開発を進める意向と全電源に占める原子力発電の比率を30年までに50%程度としたエネルギー基本計画を白紙で見直す考えを示していますが、引き続き基幹エネルギーとして原子力発電推進の姿勢は変えないというようなものでした。

今、世界では原発依存から再生可能エネルギーの普及へと、世界的に大きな動きで転じて始めています。例えば、ドイツでは既に原発からの撤退を含め新たなエネルギー転換政策を検討していますが、国内に17基ある原発の段階的な撤退・移行期間として10年で完全に停止が可能ということも強調しています。今、世界じゅうが今回のこの震災を受けて日本がどういったような今後を示していくかということに注目しております。今こそ原発推進から自然エネルギー・再生エネルギーへの転換ということを、この地方自治体から国に対して声を上げていくこと、これは野洲市に暮らす市民の皆さんの声、隣にも福井原発があってすごく不安だという、そういった思いを地方として国へ上げていくことが必要だと思いますが、それに対する見解もお願いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 市民の皆さんのご意見をお聞きして考えていきたいと考えています。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 1点目の質問の当局の答えにもありましたが、今自然エネルギーに転換するとしてもコストがかかるだとか、すぐには転換できないというお話がありましたが、今さまざまな研究者がいろんな意見を出していますが、そういった中で自然エネルギーというのは、ちょっと今日は時間がないのでここで話す時間はないんですけど、原発が自然エネルギーより安いというのは違うという、原発よりコストが安く自然エネルギーに切りかえられるという説も出ていますし、原発なしでやっつけられるのかということに関して、この再生エネルギー・自然エネルギーで賄えるというような研究結果を出して話

されている方もおられます。

そのように、もちろんすぐに転換ということは厳しいと思います。大事なのは、国策として、国のエネルギー政策として自然エネルギーの方向に向いていくことが何よりも大事だと思います。それに対して地方からも声を上げていくべきだと私は思うので、市民の皆さんの意見を聞いてもらって、それを国に伝えていっていただきたいと思います。

3点目の質問に移りますが、仮に福井原発の事故が起きた場合、野洲市は約60キロから70キロ圏内になります。この野洲市も甚大な被害を受けるということは想定できますが、野洲市としてどのような被害を想定しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 福井原発の中で本市から最も近い原発は大飯原発でございますが、市役所までの距離で62.6キロでございます。現在、国が原発に関する防災対策を重点的に定める緊急時計画区域である8キロから10キロ圏から外れているため、被害の可能性は低いと想定していますが、原発事故を想定した福井県や湖北地域からの避難先としての受け入れについては検討する考えです。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 万が一福井原発で事故が起きた場合、最悪の事態を想定することがまず必要だと思います。最悪というのは、今回の福島原発事故を見ても、メルトダウン、ここから臨界まではまだ行ってないそうですが、臨界への道をたどる可能性はあります。そうなると、もう大爆発ですね。避難とかいう前に野洲市そのものがなくなってしまう、そんなことも考えられますが、まずもって命あってこそその話です。そういった意味では、福井県のすべての原発を直ちに安全点検、整備を行うこと、そして30年を超えて運転している老朽化した8基の原発の停止、危険な高速増殖炉もんじゅの運転再開の中止というものを求めるべきだと考えます。

もう野洲市、今回の福島原発を見ても、要は放射能が風に乗って流れてきます。それによって、滋賀県のお隣に福井県がありますが、冬場は北風で福井のほうから風が流れてくることはだれもが皆感じていると思いますが、その時期によって、例えば冬時期に事故が起きた場合、放射能が60キロどころではなくて関西一円に降り注いでくることを考えれば、琵琶湖の水の汚染や農作物、そういったものの被害、あと工業製品、今もテレビのニュースでも見ましたが、工場の製品なども風評被害で海外に輸出ができないような、そういったような産業そのものもとまってしまいます。いろんなことが考えられますが、そういっ

た本当におそれのある福井の原発に対して運転再開の中止、原発の廃止というものを求めるべきだと思いますが、それに対しての見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 老朽化した原発の廃止あるいはもんじゅの運転再開の中止についてですが、市において十分な情報がございません。そのことから、現時点では、電力事業者と国の責任で安全な運転をお願いしたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 5番目の質問に移りますが、福井県に対してそういった声はまだ上げるつもりはないというお答えでしたが、被害のことを考えると、現在ある野洲市の防災計画の見直しというものが必要だと考えますが、現在の防災計画というのは、こちらにも300枚ぐらいある中から原子力災害対策というものをコピーしてきてあるんですが、本当に簡単なものです。これは合併前の旧町の防災計画というのをそのまま踏襲されている内容です。当時から共産党議員の、僕はいませんでした、共産党議員団として原発事故が起きたときの防災計画というものの見直しということをお訴えてきたにもかかわらず、この現状のまま残っているということです。今回の事故を受けて、今テレビでも毎日流れていますが、防災計画ということを具体的に今から決めていかなければならないのではないかと思います、その見直しについての見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在の地域防災計画では、滋賀県を含め県内19の自治体では原子力災害対策編としての計画がありません。これは、滋賀県が緊急時計画区域8キロから10キロ圏外のため、風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編の構成で防災計画を策定されていることから、県においては今年度末までに見直しをされると聞いております。このことから、本市も地域防災計画の見直しを行う予定です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 皆さんも御存じとは思いますが、5月31日の読売新聞のこういう記事があるんですけど、原発事故を想定した防災計画を改定と、草津そして高島市でもこういった見直し、具体的なことはちょっと時間がないのであれですけど、書いてあります。いち早くそうした防災計画の見直しに取り組んでいる近隣の自治体もあるので、野洲市としても早急にそういったものを具体化して考えていってほしいと思います。

もう時間がないので最後の質問は割愛して、介護保険についての質問に移りたいと思

ます。

先日ある70代の女性からこんな言葉を訴えかけられました。「太田君、議会で介護保険が高過ぎると言ってほしい、自分たちはだんと2人で年金暮らしで、ほんまに大変やねん」と、こういったような話でした。私自身この二、三年、60歳から80歳代の方々と一緒に市内の介護施設へボランティアで回っています。そういったところで一緒に回っているボランティアの方や施設で働いている方々、そして入所されている方々から、今のようない声というのは、本当に切実な声というのを本当にたくさん耳にしています。これだけ高い介護保険料を支払っても、いざ介護が必要となったときにさらなる経済的な負担を背負わなければいけない今の制度への不安、そして施設への入居そのものが難しい状況にあるということへの不安を多くの高齢者の方々が強く感じておられます。

こういった問題の根幹には、今の日本の社会保障制度の欠陥があります。この介護保険制度というのは2000年4月からスタートしましたが、3年ごとの見直しによる保険料の引き上げや制度改悪によって負担が重くのしかかり続けています。そして、これは介護を受ける側ではなく、介護従事者の労働条件の劣悪さというものも大きな問題点となっています。これは現在の介護保険制度が、利用がふえたり労働条件を改善すれば、直ちに低所得者までを含めて保険料・利用料が連動して値上げをされるという根本的な矛盾を抱えているからです。それに、特養ホームへの待機者は、介護保険導入から10年間で約4倍以上にふえて、2009年には全国的に42万人にも上り、1年間に14万人が家族の介護などのために仕事をやめているような状況です。さらに、今から4年後の2015年には、戦後ベビーブーム世代が大量に高齢者となります。そういったような状況の中で、早急に介護制度そのものの改善や現在の枠組みの中での自治体自身の独自の取り組みというものが強く求められます。それらを踏まえて具体的に何点か質問をしたいと思います。

まず1点目に、介護保険料の滞納者の所得段階別内訳をお聞きします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） それでは、太田議員の介護保険に関しますご質問にお答えします。

ただいま質問いただきました介護保険料の滞納者の所得段階別の内訳についてでございますが、平成22年度末の滞納者の人数が133人でございます。所得の段階別の人数ということですが、今所得に応じて8段階に区分して徴収してございますが、非課税世帯であります第1段階が1人、第2段階が28人、第3段階が17人、それから課税世帯であ



ります第4段階が29人、第5段階が33人、第6段階が15人、第7段階が9人、第8段階が1人となっております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 全体で133名、そのうち8段階のうち基準となる4段階以下の1から3段階の中で1人、28人、17人で46人と、半数近くが1・2・3段階の人たちおられるということですが、払いたくても払えないという保険料の高さというのが本当に大きな問題だと思います。そういった意味で、介護保険料の所得段階別の内訳というのを次にお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 介護保険料の所得段階別内訳ですが、これも22年度末の現在の数字でございますが、第1号被保険者全体の人数が1万136人でございます。そのうち第1段階が81人、第2段階が923人、第3段階が759人、第4段階が3,898人、第5段階が1,409人、第6段階が1,413人、第7段階が1,246人、第8段階が407人となっております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） この人数の内訳を聞きましたが、事前に段階別の保険料というものもお聞きしています。資料として出ているので。これですが、保険料が今基準額で5万2,680円、4段階になっております。第1段階の人でも2万6,340円と。これは、2000年の制度スタート当初は2万3,000円からスタートしています。それからもう十何年かたっていますが、それはもう倍以上ですね、この基準段階の人で2万3,000円が5万2,680円と、もう倍以上に上がっています。第1・第2段階の人でも2万6,340円。この世帯の人たちは月に年金二、三万の生活をされているような人で、これだけ保険料が高ければ払えないという現状が浮き彫りにされていると思います。何とかお金が払えたとしても施設に入れない、先ほど中島議員の質問でもありましたが、介護施設に入れないという現状があります。3点目に、市内の介護施設への待機者の実数を改めてまたお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 介護施設への待機者の数でございますが、先ほど中島議員にもお答えしましたとおり、特別養護老人ホームで3施設で275人、それから老

人保健施設では105人ということでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） この人数、待機者だけで実数で300人ぐらいおられるということは、「おれは生きてる間に入れられないかもしれない」ということを普通に想像されますよね。仮に入れたと、入る施設もない上に何とか滑り込めたとしても料金が高いという話を聞いています。市内の介護施設の特養や老健施設などの施設利用料の上限が幾らぐらいになるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 施設利用料のご質問ですが、1カ月当たりの介護保険施設の利用料は5万円から20万円程度という、ちょっと幅がございますが、これは介護保険制度においては被保険者の所得や要介護度それからサービスの種類や居住内容等により変動することから、施設内容別の利用料の上限金額を算出することはできません。なお、デイケアやデイサービスなどの居宅サービスについては、被保険者1カ月当たりの介護保険適用の上限額が定められており、要介護5の場合ですと3万5,830円と、このようになってございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） これはすごく高いですね。幅があって5万から20万とありますが、すごく高い額だと思います。これは2004年の制度スタート当初は、1割の負担の利用料として3万円ぐらいだったとお聞きしています。それが2005年の大改悪で施設の居住費・食費などが保険対象外となり全額自己負担となり、そういったものを加えられてこれぐらいの額になると思います。

以上のように、介護保険料・施設利用料ともに、この10年間でけた外れに金額が上がり続けて、利用者の負担増となっていることや、前段でも述べたような介護保険制度そのものの大きな矛盾点など、すべての根本的な問題は、国がこれまで社会保障制度を切り捨ててきたことに大きな問題があると思います。介護保険制度が始まったときに、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合が25%とされ、三位一体改革によって22.8%まで引き下げられているということが最大の原因だと思います。一方で、社会保障のためという名目で導入された消費税は、この21年間で総額は約250兆円ほどにもなりますが、ほぼ輸出大企業のための減税、年間6兆円ぐらいになりますか、その穴埋めとされてきたことが明らかになっています。さらに、米軍への思いやり予算が1,800億円、グ

アムへの移転のための日本の負担額が約3兆円、政党助成金に320億円と、このほかにもいろいろありますが、こういったものをすべてやめて、社会保障制度として国が負担額をもとに戻していくことが解決の糸口になる、これしかないと思いますが、それに対しての見解をお聞きします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 介護保険に係ります国の負担額についての見解でございますが、介護サービスの費用が年々上昇しておりまして、このままでは地方自治体における負担は限界にあると感じておりますが、国庫負担割合の引き上げにつきましては国の適切な改革に期待したいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 6点目の質問に移りますが、国の適切な制度に期待するというお答えでしたが、現在政府は東日本大震災による財政負担を口実に、社会保障を一層抑制するようなことを進めようとしています。さまざまな問題点を挙げましたが、これからさらなる高齢化に伴って公的な介護を求める人はどんどんふえ続けていきます。国が今そういったような動きにある中、やはり国に期待するとしたら、しっかり国に対して今の市内の高齢者の方々の声を上げていくということが大事なのではないのでしょうか。それが届いていないから、国はさらなる社会保障の切り捨てというものをいまだにやり続けているという結果になっていると思います。地方自治体として、そういったものを国に上げていくべきだと思いますが、それに対しての見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 介護現場の声でありますとか高齢者の方々の切実な思いにつきましては、まずは市として現状を把握することが肝要であると、このように考えております。よって、ケアマネジャーに対しましてアンケート調査をお願いしたり、被保険者に対しましてニーズ・意向等調査を行いまして、高齢者が望む介護サービスの把握に市として努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） しっかりと現場の人の声も聞いてもらって、先ほどから言っております介護保険制度の矛盾、3年ごとに保険料が天井知らずに上がるというような問題、いろんな問題がありますが、施設設備に対する国の補助金の復活など、そういったものを地方としてまた国に上げていってほしいと思います。

7 点目に移りますが、以上のような現状の中、たちまち困っている市内高齢者の方々を救う行政としての具体的な努力というものが求められます。来年が介護保険の3年ごとの見直し時期となります。とりわけ65歳以上の介護保険料の第1・第2段階の方々の負担割合は重いものです。先ほども滞納者の数をお聞きしましたが、かなりおられます。介護保険徴収者全体総数と第1・第2段階の方の数をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 65歳以上の介護保険料徴収者は全体で、3月末で、先ほども出しました1万136人でございます。このうち第1段階と第2段階の方を合わせまして、1,004人となっております、比率にいたしまして9.9%ということでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 例えば、この第1・第2段階の方の現在の算定基準が、基準額掛ける0.50、金額にして2万6,340円となっているものを、0.25というふうにした場合、市の負担額は幾らぐらいになるか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 介護保険料の第1・第2段階の算定基準を基準額に0.25を乗じたものにした場合、3月末の人数で換算してみますと約1,322万円が減額され、新たに負担が必要となる計算でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 第1・第2段階の方々は、先ほども言いましたが、年金が2万円3万円、もしくは生活保護の方々ですが、そういった経済状況の中から現在の保険料2万6,300円というのは、とても大きな負担となると思います。全体の第1・第2段階の方は1万136人の中から1,004名ということで9.9%、1割の方々も数がおられると思いますが、そういった人たちをしっかりと市としても救ってあげる、そういった考えから、来年改定される、算定基準の改定をされる、これで今私が言いました0.5を0.25というふうに変えていくべきではないかと思いますが、それに対する見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 介護保険料につきましては、介護サービスの見込み量、65歳以上の第1号被保険者数、予定収納率などを勘案して3年ごとに見直しをして

います。介護サービスについては今後も上昇が見込まれますことから、現状の介護保険料で運営することは大変厳しい状況にあると考えております。しかしながら、介護保険料の改定に当たっては、低所得者とりわけ非課税世帯において負担が重くならないよう、段階の細分化や課税世帯に対する負担割合の見直しなどを引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 見直しの検討はされるというお答えだったと思いますが、今、介護保険特別会計の基金残高も1億3,000万ほどあるということもお聞きしてますし、いつも共産党は言っておりますが、同和行政や工業補助金、そういったものもやめれば、こういった市民の生活、高齢者の方々に対するお金として使うこともできるはずです。ぜひ見直しのほう、負担が軽くなる、負担が重くならないように努力してもらいたいと思います。

最後になりますが、今回一番言いたいことは、高齢者の方々が高い介護保険料を今現在も払い続けており、それで自分たちがいつか病気したり介護される側になったときに、さらにまた高い使用料や利用料、そういったものの負担を払って、入れるか入れないかもわからない、施設もあるのかないかわからない、そういったような、本当に不安だというお年寄りの方々がたくさんおられます。そうした人たちの不安を取り除いていけるような市の取り組みをぜひ期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第6号、第15番、西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 15番、西本です。今回の質問におきましては、私は、残念ながら3月11日、予期せぬ大きな災害に見舞われた関東・東北方面の皆さんの気持ち、そういうものも今現在いろいろと事後の対応について出ておりますが、何よりも災害が起こったこと自体非常に不幸なことやなと思いつつも、ある意味では、またそれに対する各自自治体の取り組み方、それらについてもいろいろ考えさせるべき教訓的なものがあったんじゃないかなと思っておりますし、国におきましても今安全度に対してのいろんな疑惑、そういうものも論議されているさなかで、まだ十分落ちつくところまでは、まだそういうものに対するなにかが安定しているところまで行っておりませんが、なれば、この野洲市において、そういうものを想定したものについてどんな対応がなされてきているのかということに焦点を合わせながら質問を展開したいと思います。

私も、今からちょうど10日前に、ちょっと用事がありまして宮城県のほうへ行ってきました。直後にはとてもじゃないが行けない状況だったんですけども、私の知り合いが亘理というところにおりますので、その方の消息も心配だったので、ちょっとその災害地のほうを見せていただきました。本当に修羅場というんですか、大きな障害物等、道路等については一定なにされておりますけれども、見渡す限りそういう残骸の跡がまだまだ大きく残っている。私は報道関係者ではありませんから、とてもじゃないがカメラを向けることすら気が引けるというような思いで現場に行っただけです。そういうところから、まずは防災防犯いろいろとあるわけですけども、地震、津波はここには来ないと思えますけれども、いろんな形を変えた被害というものも想定されますので、野洲市におけるそういう課題というものを中心に取り上げてまいりたいと思います。

まず第1点目、今原発に対する、東京電力福島原子力発電所の、いわゆるメルトダウンというような炉心が溶融してしまって、もう体をなさないという状況の中、それが最近になってはっきりしてきたわけですけども、そういう中で、私も先ほどの太田議員と同様、本当に大丈夫なのかなというところで一番大きな心配があります。それは、日本の原発の中でも原発銀座といわれる若狭湾のところに集中している、日本全体の約3割程度だったと思うんですけど、15基ほど関西電力を中心にその他の企業も入っております。それらで、災害のみならず万一、機械・設備そういうものの不備、それから当然原発そのものの発電所に対する信頼というのは、非常に慎重にやっておられると思いますけれども、やっぱり人の技でなされたことは防ぎ切れないところもあろうかと思えます。そういうときに、不幸にも原発に事故が起こったとき、どういうふうに持っていくのかということですが、ご承知のように、この野洲地域におきましては、年間の7割から8割近い風が西または北に近いその方角から吹いております。爆発があったときは風下として受けるのは、これはもう避けようがないような地域でもあります。

そういうところで、1点目は、その事故そのものとは直接一致しませんけれども、この原子力発電に対するいろんな、確かに環境に優しいエネルギーという部分はあるのかもわかりませんが、今日的に原子力に頼らずに一定の新たなエネルギー源を見出すという方向で、我々の野洲市でも既にソーラーとかいろいろ補助も若干出しながらやっておられる分があるんですけども。先日も、皆さんご承知のようにソフトバンクの孫社長が、企業の社会貢献の一つとして、メガソーラー発電所の設置に関して自治体から要望があればこたえられるだけこたえていこうという前向きな報道がメディアを通じてなされてお

ました。既にご承知のとおり、我々の野洲市に近い自治体からも手を挙げておられるようですし、このことに関して私はそれだけが決め手だと思いません。しかしながら、やっぱり一つはチャンスという位置づけもできますので、そういうメガソーラーに対して何とか立地条件としても決して悪いことはないと思います。そういう意味から、導入していくような方向、特にもう一つつけ加えて言うならば、野洲市にはIT産業、村田、京セラ、オムロンとあります。そういう企業とのタイアップも考えながら、何とかそういう方向性で、一つは環境問題を真剣に考えていく野洲市としての立場というものを今後行政として展開されてはいかかなという思いもありまして、この点についてお尋ねしてみたいと思います。

次に、今福島周辺地域で一番困っておられるのは、発電しようにも災害によって発電機能そのものが損なわれ、そしていわば自然水に頼っている水道関係が非常にピンチな状況に追い込まれております。そういう意味におきまして、滋賀県民のみならず近畿の水がめとしての琵琶湖云々という問題は、これは課題としては国家事業また県政の場での論議になろうかと思えますけど、そこでまず野洲市がもしそういうときに出会ったとき、今現在持っております南部用水をストップしても地下水で賄えるだけの能力が十分確保できているのか、その辺について、できたら一度質問にお答えいただきたいなというふうに思っております。

それから、次に、今、野洲市では耐震化工事によって防災の方が一のための避難等もできるようにされております。しかしながら、収容能力そのものにも、今の小・中学校に続く、これからやられる幼保の関係についてやられたとしても、全体から考えますとまだまだ不足してるんじゃないかと思えます。そういう意味におきまして私は、今度建設される東消防署の防災センターもなんですけれども、人を対象とした災害に備えたそういう施設をもっともっと拡充していく必要があるんじゃないかという観点に立っております。私は、チェルノブイリ事故の直後に、たまたま隣の国のフィンランドへ行きました。そのときには核弾頭の脅威もありましたけれども、非常にかたい岩盤を掘り抜いて、そして工業施設の地下には必ずシェルターというものが設けられておりました。そういう状況を見ましたときに私は、地下には限りませんが、有効な場所でも有効な方法としてのシェルター構想も持ち上がってきていいんじゃないかなというふうに考えています。これに対して当局のお考えを伺っておきたいと思えます。

それから、先ほど太田議員のほうからも出ておりました総合防災計画、または各自治会

ごとの防災訓練等におけるいわゆる訓練と、それからそれに対する備えを市民に教えるというそういう目的を持った訓練、それに今日までは主にどちらかというと水害、火災、そういうものを中心になされておりました、避難して避難先が屋外であったり、そういう状態になっております。今年度から当然原発事故を想定した中での訓練もふんだんに取り入れていくべき必要があろうかと思えます。そういう観点から、この防災計画そのものの見直し、先ほども防災計画の中で、原子力発電に対する、原発事故に対する項目が非常に薄いという感覚もあります。私自身もそのように思っております。そういう意味で、計画そのものの見直しも含めて今後どのように対応されるのかお伺いしておきたいと思えます。

5番目になりますけれども、こういう地震災害やそういうものが起こってしまったらしょうがないけれども、しかし、そのときに市民の命を救える手段を、すべを持っているのは基本的には地方自治体だと思います。したがって、そのときに備えた体制というものは万全なものでなければなりません。しかし、備えが備わってなければ、やっぱりそれもままならない状況になります。したがって、例え、ことわざというんですか、「人命は地球よりも重し」という一つの、これも労働者の安全標語の一つになってるんですけども、やはり安全には変わりないと思えます。やっぱり市の行政は市民にとっての宝であります。そういう意味におきまして安心できる地域づくりのためにも、やはり今何をすべきかという調査研究も含めて予算計上が必要になってくるんじゃないかなど。今のままでは、やはり総論では何とかせなあかんということになっても、予算づけがないと非常に実際具現化を図るのは無理やと思えます。そういう意味で、必要に応じてという原則があるわけなんですけれども、今年度もう既に当初予算は出発しておりますから、その部分でのいわゆる予算関係、このものを今年度から動かしていくお気持ちがあるか、言うならば補正予算を組むだけの思いを持って防災対策にも取り組んでいただけるかどうか、その辺をひとつお伺いして私の質問の骨子は以上とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 西本議員の原発事故の教訓と地域課題のご質問のうち、メガソーラー発電基地の誘致に関するご質問にお答えいたします。大規模太陽光発電、メガソーラー施設につきましては、50ヘクタール規模の建設地が想定されていることから、本市としては候補地が見当たらないことから、誘致については現在考えていないというふうなことでございます。

なお、2点目以降の回答につきましては関係部長からお答えをさせていただきます。



以上でございます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 2点目の野洲市としての水のご質問にお答えをいたします。

まず、本市の水道水の水源は、市内に点在をいたします4カ所の水源地より水を供給しておるところでございます。需要量のおおむね半分を地下水で賄っており、不足分を南部用水に求めているところでございます。このことから、非常時でも市民生活に欠かせない飲料水につきましても十分に賄えるものと考えております。

さて、今般の東日本の災害により、あらゆる面で危機管理の再認識を迫られたところでございますが、議員ご指摘の水に関する安心は、本市のみならず琵琶湖の水の恩恵を受けておりますすべての地域に影響を及ぼす大きな問題でございます。広域的な観点で対応が必要となるところでございます。ご質問の、本市の水として新たに確保というようなことであろうと思いますが、この点につきましては現在のところは考えてございませんが、現在の井戸水の取水量の維持や水質基準の管理体制等、今後とも安全な水を供給すべく努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） それでは、私のほうから西本議員の3点目から5点目までのご質問にお答えします。

3点目のシェルター設置についてのご質問にお答えします。まず、シェルターの設置にきましては、どのような事態が起こるかを想定した上で設置の可否を判断するべきと考えます。一般的にシェルターという名で想起するのは、ミサイルや核爆弾などの攻撃から身を守るために地下などに設置する施設であります。市では、市民に起こり得る生命財産等の危険が、このような事態での可能性は相当低いと考えています。市民の身近に起こる大きな危険としては地震や風水害によるものが考えられ、現在、河川改修や砂防対策のほか、市民の避難所となる学校や公共施設等の耐震化に努めているところですので、シェルターの設置は考えていません。

次に、4点目の原発事故を想定した防災訓練についてであります。今回の東日本大震災に伴う福島県原発事故に伴う避難エリアが、緊急時計画区域8から10キロ圏域を超えて20キロあるいは30キロ圏域まで広がっていますので、この範囲内の市町村では事

故と被災を想定した具体的な防災訓練等が必要と考えます。しかし、本市は見直される緊急時計画区域よりも外の、最も近い原発から62.6キロであることから、具体的な防災訓練は考えていません。

なお、現在の地域防災計画では、滋賀県を含め県内19自治体では原子力災害対策編として計画策定をしていません。これは、滋賀県が緊急時計画区域圏域外であるため、風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編の構成で地域防災計画を策定していることから、太田議員の質問でもお答えしたとおり、県のほうで今年度末までに見直しをされると聞いておりますので、本市も見直しを行う予定でございます。また、この見直しの中で、原発事故を想定した福井県あるいは湖北地方からの避難先としての受け入れを検討する考えでございます。

次に、5点目の年度内におけるご質問に関係する部分での予算の補正についてですが、災害対策用の備品等の現在の備蓄状況や、あるいは防災拠点施設の整備などに着手している現状から、特に補正のほうは予定しておりません。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 西本議員。

○15番（西本俊吉君） ありがとうございます。私も、何もやたらと市民を不安感におおっぺいこうということは全く考えておりません。でも、50キロあるから大丈夫や、数値が低いから大丈夫、そういう判断基準そのものが今の福島原発の事故のようなものを招いた。絶対大丈夫ですとテレビでいつもコマーシャル、宣伝してましたね、原子力は安全ですと。あれだけ言い切ってた原子力発電所がいくんです。だから、特に先ほども質問の中で言いましたように、地震そのものも怖いです。南海地震の確率は高いと言われております、東南海ですか。いわば、ここも相当震源地というふうに位置づけられるところもありますし、少し規模は小さいかもわかりませんが、この野洲市をのみ込むような花折層の災害にも想定できます。そして原発事故が起こったときには、たとえどこの地震であっても間接的に緊急停止やそういうものは一つスイッチがうまくいかなかったら起こる。その事故の原因、あのスリーマイル島の原発事故がそうですね、人為的なことから発生したのがあのスリーマイルです。そういうことも考えられます。と考えたときに、チェルノブイリのときの子どもに対する避難、人命に対する避難というのは、今の日本の1.20デシベル以下やったら大丈夫やとか、そんなの聞いたことのないようないろんな数字表現があるわけですがけれども、これだけだったら安全やなしに、これだけ以下でもやっば

り危険性はあるんやという認識の中での対応が必要やないかと思います。安全ですと言っていて、もし何かあったときにどういうふうにとわれたときに、やっぱりそこが問題になってくる。だから、あの阪神を教訓にいろんなことをしたところとしてないところ出てますね。今、野洲市はそれに基づいて耐震をやってます。でも、今度福島を教訓に野洲市は何をすべきかということも、おのずから、よその自治体よりも一歩おくれてならどないしたらええか見本があるかもわかりませんが、今この時点でちょうど3カ月近くなりますけれども、この時点で野洲市としてどういうところに、まずは全部すべてを網羅した形での安全対策というのは無理やと思います。したがって、特にここにはこういうふうにやりましょうという、何かもう少し前向きなそういうものが市として出されても当然やと思います。それに対しまして、今のように原発銀座から62キロだったら大丈夫やと、でも銀座には15基、関電が11基のその他入れて15基ほどあったと思うんです。その15基ということは15倍の危険性もあるわけですね、逆に考えてみたら。そういうところから、危険度の高い地域としての自主的な取り組み、当然予算措置も必要ですし、国からの助成等も必要な箇所もできてこようと思いますけれども、それらをやっぱり真剣に考えて、まずは市民の安全そのものにポストを当てて、経費がどうのこうの以前の問題として安全のために何が必要かということ。必要でないという判断であれば、私は放置していただいて結構です。我々は市民の感覚に立って、本当に大丈夫かという、そういう疑念を持ちながら日常を送っております。そういう観点から行政に対して何とかもう少し安全確率の高いものを求めようとしているわけですから、そこでのすれ違いというものは、ある意味では結論においては一致すべき課題やと思います。どうですか。ただ、こうやからこうやと、数字データを並べて、そしてなにじゃなしに、不測の事態が起こったときのことで、それに備えて少なくともこういうような形のもをというものが何か提起されても、今日的には不思議やない状態じゃないですか。

再質問の冒頭に言いました、私は何も市民に対して危ないからどうのこうのと、危険ですよというようなことはちょっとも宣伝しようとも思いませんし、むしろ、これでいいのかなという、そういうことの思いを日常反復してます。どうかその辺で、項目ごとにこれに対してこう答えろと具体的な質問はしませんけれども、今までにお答えいただいた部長等でひとつ再度お答えいただけたらと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

いつも厳しいことを言っているのだから言ってくれるなということなんですけど、今部長が答えたのは、ご質問に対してどうかということをお答えしているわけですし、何か市民の安全を全然考えてないとか、今回の震災、津波、それから原子力発電所の事故に対して何もやってないわけじゃないです。中でかなり検討しています。よその町のことを言うわけじゃないですけども、仮設トイレを買われるので予算をつけておられます。野洲は一番たくさん仮設トイレを抱えています。福島にも一番送れる状態でしたけど、結果的には登録したけど仮設トイレはなかったです。いろんな物品は送りました、水も。今考えた中で、安易に不必要なものを買う必要はないと。

もう一つ、あえて言いますけれども、関西電力が説明に来ると言いました。私は、来てくれるのはいいけども3月10日までの東京電力と一緒にないかと、でも来るというんだったら来てもらおうと。市長にしゃべろうということでしたから、市長は聞きますと。ただ、やっぱり市長だけで聞くのはもったいない、部長で聞きましょうと、部長で聞くということは公開をしましょうと。公開までは当たり前だから言わなかったんですけども、来るしばらく前に総務部長に「野洲市の場合は部長会議は公開だから、ちょっと言うとかんと普通のところだと心配しはるよ」と言ったら、関西電力は説明を断ってきまして、今日に至るまで情報提供はないです。私は本当に心が落ち込んでるんですよ。私は、今の原子力発電所のことをそれなりに情報は持ってますけど、もっと知りたい。でも、今そんな状態の中でトイレを買ってみたり、放射能の防護服を買ってみたり、それでいいのかどうか。放射能の防護服も、報道で言われていますように日本製とアメリカ製は全然性能が違うと言われてます。放射能の防護服を買うんだったら、職員の数だけではだめです。あるいは、なぜこの厳しい財政の中で市民のお金で買わないといけないのか。そんなの電力会社からもらったらいいじゃないですか。先に買う必要はない。だから、そういうことも最大限考えた上で、今お答えを部長がしましたのはご質問に対してお答えをしているわけでありまして、何か今のお話ですと、何もやってない、市民の安全を無視してるじゃないかということですが、決してそうではございませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、ご答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 西本議員。

○15番（西本俊吉君） 私は決して何も取り組んでないとか、そういう角度じゃなくて、もっともっと積極的にやってほしいと、そういう角度からのいわば一つの行政としての取り組み方について奮起を促しているわけでございまして、行政が悪い、取り組みについて

全く評価しない、そんなことは毛頭考えておりません。その辺はひとつ立場の違いであるというところで市長もご納得いただけたらと思います。

余り時間だけどうこうというわけではございませんけれども、私の質問の内容は非常にざっくり然的なところがありまして、つかみどころがないかもわかりません。しかしながら、この課題につきましては今後の市議会等におきましても同じように反復しながら我々は市民の命を守るために頑張っていきたいと、そんな思いでおることを表明申し上げて私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は2時40分に再開いたします。

（午後 2時26分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第7号、第9番、井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） 9番、井狩辰也です。私のほうから無料オフィスソフトの導入についてご質問をします。

本市では、小・中学校の現場を除いた幼稚園、保育園、庁舎等で使用されているパソコンが約600台ございます。約600台のパソコンにはマイクロソフトのオフィスが入っておりまして、本年度は約50台の端末のパソコンのオペレーティングシステムが更新され、今までと同様にマイクロソフトのオフィスがバンドルされております。

マイクロソフトオフィスは有料であり、使用するために購入代が発生いたします。一方で、近年、他の自治体で導入され始めております、オープンオフィスという無料で提供されている事務ソフトがございます。導入事例を挙げますと、2011年2月より山形県庁が導入を開始しており、それ以前でも大阪府交野市、大阪府箕面市、福島県会津若松市など多くの自治体で導入されており、一番のメリットはコストの経費削減でございます。台数や規模にも関係しますが、大阪府交野市では今後パソコンを更新する場合、原則としてマイクロソフトのオフィスを購入せずオープンオフィスを導入するとしており、2010年度から2015年度までの5年間で約1,000万円のコスト削減を見込んでおります。

以上のことより、本市においてパソコンを更新する際の無料の事務ソフトの導入を検証されたことがあるか、お伺いします。検証されたことがあるのであれば、その検証内容のご説明をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 井狩議員の無料オフィスソフトの導入についてのご質問にお答えします。

ご質問をいただいておりますソフトは無償提供とは思えない高性能なものであり、簡単なワープロ文書や四則演算程度のワークシートであれば、ほぼ問題なく読み書きが可能であると認識しております。その導入については、平成21年度に情報システム課内で数台のパソコンにインストールして検証を行ったところでございます。その結果、互換性が完全でないこと、高度な利用ができないこと、マイクロソフトでは提供されているセキュリティ脆弱情報が得られにくいことや、使用方法に対するサポート体制が不備であることが懸念されました。無料ということでマイクロソフトオフィスソフトをインストールしないパソコンを導入し、無料オフィスソフトのみをインストールするパソコンにしていくことは難しいと判断しています。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 私自身もマイクロソフトではなくオープンオフィスを使用しております。文書作成、表計算等、特に不自由を感じてはおりません。私は、市役所で使用する程度において、最初の導入時点においては操作の方法ほかそういうのになれていくのに多少の時間はかかると思いますが、移行する段階で大きな障害はないと思っております。といいますのも、会津若松市でホームページで見えておりますと、840台ありますパソコンのうち有償のオフィス、マイクロソフトのオフィスだと思うんですけど、これが15%は確保されておりました。すべてを無料のオフィスにするわけではなく、一定規模の、ある程度のマイクロソフトオフィスは残しておいて、それ以外は無償のソフトで賄うということで、約1,500万程度の経費を削減されているということが載っております。

あと、いわゆるらせんの問題であったりとか使い方の問題であったりとか、これは今後なれていけば当然問題ないレベルだと思っておりますし、他の自治体のレベルでもやはり導入が進んでおる現状を考えれば、特段今おっしゃった理由というのは大きな障害にはならないと私は考えております。

この無償オフィスを導入していくということは、今現在、医薬品のジェネリック薬という考え方と同じでして、同じ効果、同じ効用があるものをより安く、安価な値段で使用できるということだと思いますので、現在、野洲市においても財政が厳しい中、少しでも知

恵を出して経費削減を求めていただきたいと思いますので、ぜひ導入を検討していただきたいと思いますけれども、もう一度再度お伺いたします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 井狩議員の再度のご質問にお答えいたします。

オープンオフィスにつきましては、私のパソコンにも一応、知りませんでしたが入インストールされておりまして、何台か役所のほうでしてあります。初めて見させていただいたんですけども、井狩議員おっしゃるように、簡単なものにつきましては私どもでも使えるかなというふうには思っております。

現在、野洲市全体の情報システムにおきましては、合併時に構築した市役所と各出先機関で結んでいるネットワークの構成機器や住民情報を取り扱う住民記録等の各案件の業務、また事務系の職員が利用する情報系のイントラシステムがございます。これにつきましても、一部機器につきまして、もう更新の時期に差しかかっているというふうなこと、導入後6年以上経過していることから、こうした基本のOSサポートの終了時期がもう近づいているということがございますので、大規模な構築の時期が近づいているというふうに、イントラシステム、住民情報システムも近づいているというふうなことがございます。こうしたことから、野洲市の情報システム全体計画の見直しをする中で、ご提案いただいております無料オフィスソフトの導入についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 情報システム全体の中で検討していくというご答弁だと思いますけれども。

最後に1点だけ確認させていただきたいと思います。時期はいつになるかだけ、お願いいたします。来年イントラネット全体の更新をされるのかどうか、いつの時期になるか確認させていただいて私のご質問とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 井狩議員の再々質問にお答えをいたします。今回の情報システム全体の計画でありますけれども、今年度から来年度にかけまして、また専門家も導入しながら、そういう計画を立てていきたいというふうに思いますが、次々年度というふうな形になろうかと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は休会といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、明8日は休会することに決定いたしました。

なお6月9日は、午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後2時51分 延会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年6月7日

野洲市議会議長                    立 入 三千男

署 名 議 員                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    中 島 一 雄